

# 新型インフルエンザ対応総合訓練の実施結果について

## 【背景】

我が国では、新型インフルエンザの発生に備え、「新型インフルエンザ対策行動計画」(平成17年11月 鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(関係省庁申合せ))及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)」(平成19年3月 厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議)をまとめ、新型インフルエンザ発生時における政府としての具体的な対応方針の検討やマニュアルの整備、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄やワクチンの開発等の準備を進めているところである。

また、新型インフルエンザ発生を想定し、平成18年9月と平成19年2月に訓練を実施した。2回の訓練を通じ、新型インフルエンザ対策の妥当性や手順を確認し、関係省庁・組織の連携を強化することができた。

これまでの訓練を踏まえ、さらなる対策の推進を図ることを目的として、平成19年11月16日に、官房長官を訓練統裁官とする新型インフルエンザ対応総合訓練を実施した。

## 【実施目的】

1. 関係省庁間及び関係省庁と地方公共団体間との連絡・情報共有体制及び意思決定過程の確認。
2. 関係省庁・機関及び地方公共団体担当者の対応能力の向上。
3. 対応手順や施策内容の確認及びそれらの関係者への周知。

## 【訓練の範囲】

新型インフルエンザ発生時に想定される具体的な事態に対処するための施策内容を状況の変化に応じて検討・確認する机上訓練を行うとともに、千葉県と成田空港検疫所において、患者の検疫、搬送や発生時の調査等の実働訓練を実施した。

また、今回の訓練では、新型インフルエンザ発生の初期から国内大流行の段階まで、すなわち、行動計画におけるフェーズ4(新型インフルエンザの発生)から6(急速に感染が拡大)までの範囲における状況を想定した。

## 【訓練の参加者】

政府レベルでは関係各省庁(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議の構成員である20府省庁)及び成田空港検疫所が、地方公共団体としては、千葉県が参加し、また、実働訓練に際しては千葉県下の医療機関(成田赤十字病院及び成田市急病診療所)及び消防機関(成田市消防本部)が参加した。

## 【訓練の結果】

今回の訓練はフェーズ 6 までを想定している点と、検疫所が参加した点が前回の訓練と異なる。机上訓練及び実動訓練ともに特段の混乱なく終了した。机上訓練及び実動訓練の状況については以下のとおり。

### 1. 机上訓練

訓練開始に当たっては、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議にて訓練開始が宣言された。

机上訓練では、状況の進展によってシナリオを6つに分け、それぞれのシナリオに応じた訓練課題を、内閣官房から訓練参加者に対して1時間おきに送付した。回答は概ね規定時間内(2時間)に返信された。

訓練終了時には、同会議幹事会にて訓練の状況に関する意見交換が行われた。(シナリオ、課題及び回答については添付資料1参照)

### 2. 実動訓練

千葉県においては、シナリオに合わせて対策本部の設置、患者の搬送、指定医療機関での診療及び発熱外来の設置について実動訓練を実施し、発生時の対応の検討・確認を行った。また、厚生労働省と千葉県を繋いでテレビ会議も実施した。

参観者は、中央府省庁が4名、都道府県及び政令市が119名(56自治体)、千葉県下の市町村が17名(13自治体)、消防機関及び医療関係者等が6名であった。

成田空港検疫所においては、シナリオに合わせて対策本部の設置、実際の航空機を使用し、機内検疫での有症者に対する問診、検体採取、搬送、濃厚接触者及び同乗者に対する健康調査、航空機内の消毒、検体の検査等についての実動訓練を実施し、検証を行った。

参観者は、国際機関が1名、中央府省庁が6名、自治体が5名、成田空港内関係機関が37名、他検疫所職員が24名であった。

(参観者に実施したアンケートの結果は添付資料2参照)

千葉県と成田空港検疫所における訓練の様子は、随時全国の地方自治体へ配信された。

## 【今後の対応】

訓練課題に対応した内閣官房及び各省庁並びに千葉県においては、今回の訓練における回答及び対応について検証し、新型インフルエンザ発生時にとるべき対応について一層の検討を行うこととする。

具体的には、緊急時に円滑な対応が可能となるよう、次の事項について更に検討を行うこととしている。

- ・訓練シナリオの工夫・改善(異なる発生状況、個別課題の掘り下げ等)
- ・各省庁のすべての組織における意識の向上、各省庁業務継続計画の整備・充実
- ・本省のみならず、支分部局、地方公共団体、学校、民間企業等第一線の現場への情報伝達及び現場における関係機関の連携の在り方
- ・各省庁内及び省庁横断的な行動計画やマニュアルの整備・充実
- ・国際間の交通や出入国の制限、検疫の集約化等の在り方(タイミング、手順等)
- ・ワクチンの接種や抗インフルエンザ薬の流通の在り方
- ・新型インフルエンザ発生時における国民への情報提供の在り方

## 第3回新型インフルエンザ対応総合訓練

シナリオ① 海外でのヒト-ヒト感染 国内フェーズ4A	
日本時間	出来事
200X年 10月上旬	<p><b>【海外】</b></p> <p>W国P市において、生きた鶏の売買に携わる男性が、感冒様症状を発症した。男性は、発症後数日経っても症状が回復せず、高熱と次第に増悪する咳等を主訴として市内の病院の救急外来を受診し、緊急入院となった。</p> <p>男性は、重症肺炎と診断され、呼吸管理、抗生剤治療が行われたが、多臓器不全により5日後に死亡した。</p> <p>その後、世界保健機関(WHO)の指定検査機関において、患者から分離したウイルスを検査した結果、インフルエンザウイルス(H5N1)が確認された。男性の妻や診療に携わった医療関係者においても同様の肺炎症状が認められた。</p> <p>W国政府は新型インフルエンザウイルス(H5N1)のヒト-ヒト感染を疑い、WHOに専門家の派遣を要請した。この間にも同様の症状を呈する患者の数は増え続けていた。</p>
10月20日	<p>W国P市では、新型インフルエンザ(H5N1)患者15名が確定し、その他検査中の患者が73名いる状況であった。患者の年齢層に偏りはみられなかった。</p> <p>ウイルス学や疫学の専門家を中心とした国際専門家チームの調査では、人から人への感染が広がっている可能性が高く、分離されたウイルスの遺伝子解析結果から、ヒト-ヒト感染が容易に起きるような変異が確認された。</p> <p>この結果を受けて、WHOは、今のところ小さな集団(クラスター)にとどまっているものの、W国P市において、ヒト-ヒト感染が発生していると判断し、パンデミックフェーズを4に上げるとともに、W国P市への渡航自粛勧告を出した。</p> <p><b>【国内】</b></p> <p>日本政府は、WHOの判断を踏まえて、フェーズ4Aを宣言するとともに、内閣総理大臣を本部長とする対策本部を立ち上げた。また内閣官房では直ちに幹事(局長級)を招集し、発生の状況及び各省庁の対応</p>

	<p>について確認した。</p> <p>厚生労働省は、国内の検疫体制を強化するとともに、プレパンデミックワクチンの接種準備に着手した。また、W国からの航空機の運航自粛の必要性について検討を開始し、国土交通省との協議に入った。</p> <p>外務省は、国民に対しW国への渡航延期を勧めるとともに、W国の在留邦人に対して退避を含む安全対策の検討を呼びかける感染症危険情報を出した。</p> <p>国際空港を抱える千葉県においては、知事を本部長とする対策本部を設置するとともに、県内の各保健所に発熱相談センターを開設した。全国の自治体においても千葉県と同様の対応を取った。</p>
--	---

#### 【付随する出来事】

- ・ W国に隣接するR国は新型インフルエンザ発生を受けて、W国との国境を封鎖した。J国では在W国大使館において、ビザ申請者に対する体温測定を開始した。
- ・ W国に支店を置く企業では、駐在する社員及びその家族の帰国の検討を始めた。
- ・ W国への旅行が相次いでキャンセルされるなど、旅行業界を含む関連企業が打撃を受けた。

#### 《W国の基礎情報》

人 口:約2億人

主要産業:農業(米、ゴム、ココナツ、カカオ等の生産)、鉱業(石油、銅などの採掘)、畜産業(養鶏)

日本との関係;日本は最大の輸出先であり、在留邦人は約1万人。

日本に帰国または入国する者は年間延べ約50万人。

#### 【現在の状況】

P市において新型インフルエンザの初発例が確認されており、世界保健機関(WHO)及び国連(UN)の合同対策チームによる早期封じ込めが実施されたが、感染は徐々に拡大していた。

## 訓練課題①

### 【全体課題】

#### 対象：全省庁

1. 各省庁関係部局及び出先機関、地方自治体、所管団体、事業者等に対して指示または情報提供すべき事項等があれば示せ。

#### 《回答》

##### 〈内閣官房(安全保障・危機管理)〉

関係省からWHOのパンデミックフェーズ4との連絡を受け、全省庁にその状況を連絡するとともに、危機管理センターに官邸連絡室を設置し、関係情報の収集体制を強化する。

##### 〈内閣官房内閣情報調査室〉

関係情報の収集を強化するよう関係各部等へ指示する。

##### 〈内閣府(食品安全委員会事務局、総合科学技術会議事務局)〉

###### ○食品安全委員会事務局

食肉・鶏卵の喫食による感染が報告されていないことから、現時点では食品安全に係る事案としては取り扱わない。従って、現段階では、関係部局、地方自治体、事業者等への指示、情報提供すべき事項はない。

###### ○政策統括官(科学技術政策担当)付参事官付(総合科学技術会議事務局)

###### ライフサイエンス担当

関係省庁に対し、緊急に対応すべき研究がないか相談するよう伝達。

##### 〈警察庁〉

警察庁内に「警察庁新型インフルエンザ対策本部」を設置するとともに、各都道府県警察に対して、

- ・ 各都道府県対策本部の設置
- ・ W国の状況を伝達
- ・ 関係機関との連携強化と関連情報の収集・報告
- ・ 防護服等の各種装備資機材の点検・整備
- ・ 国際海空港所轄警察における広報、混乱の防止措置
- ・ ワクチン及び抗インフルエンザ薬を接種するルートの確保

- ・ 被留置者に対する感染予防に関する方針に基づく措置
  - ・ 職員の感染予防措置の徹底
- について指示する。

#### 〈金融庁〉

○W国に海外拠点を有している金融機関等に対し、感染状況や対応方針についてヒアリングを実施。

○新型インフルエンザに関する情報(国内外の発生状況、予防のための留意事項等)について、金融機関等に対し、情報の提供を行う。

#### 〈総務省〉

省内全部局及び出先機関、並びに関係部局を通じて地方自治体、所管団体、事業者等に対し、内閣総理大臣を本部長とする「新型インフルエンザ対策本部」が設置され、対策本部幹事において確認された発生状況及び各省庁の対応状況等について情報提供する。

また、パンデミックに備えて、職場における感染防止対策や事業体制の維持について、事前の準備を行うよう要請する。

#### 〈消防庁〉

消防庁から各都道府県を通じて各消防本部に対し、厚生労働省と協議の上、以下の8点を通知する。

- ① W国P市において、新型インフルエンザ(H5N1)のヒト-ヒト感染が発生したことを受け、日本政府はフェーズ4Aを宣言し、内閣総理大臣を本部長とする対策本部を立ち上げるとともに、消防庁においても消防庁新型インフルエンザ対策室を立ち上げたこと。
- ② 新型インフルエンザと診断され、都道府県が入院を勧告又は命令した者の医療機関までの搬送は、原則として、都道府県知事が行う業務であること。ただし、「医療体制に関するガイドライン」に従い、パンデミック発生時においては、都道府県による移送では対応しきれない場合は、各地域において、関係機関と協議し、必要に応じて、搬送業務を行うこと。
- ③ 新型インフルエンザの疑いのある患者の搬送については、衛生部局や医療機関と十分に連絡を図るとともに、都道府県を通じて消防庁にも報告されたいこと。
- ④ 救急搬送に当たっては、常に新型インフルエンザの可能性を念頭に置き、感染予防策を徹底すること(N95マスク、手袋、ガウンを着用し、一回ごとに交換すること)。
- ⑤ 救急要請時に発熱症状を訴えている者に対しては、W国への渡航歴の有無を確認し、10日以内に渡航歴がある場合は、保健所及び医療機関に連絡するほか、搬送に当たっては、上記感染予防策の徹底を図るとともに、搬送後の救急車の

消毒を徹底すること。

- ⑥ 新型インフルエンザ罹患を想定せずに搬送を終了し、後に患者が新型インフルエンザ患者(疑似症を含む。)であると判明した場合、搬送従事者は保健所等の健康観察を受けること。
- ⑦ 新型インフルエンザの大流行に備え、N95マスク、手袋、ガウンの備蓄等、感染予防策に必要な準備を進めること。また、現時点での備蓄状況について、消防庁に報告すること。
- ⑧ ワクチンや抗ウイルス薬の接種について、都道府県と相談の上、接種場所の確認等、接種に適した環境をあらかじめ整えておくこと。

### 〈法務省〉

- 1 法務省対策本部を招集
- 2 各局部課に対し、次の措置を実施
  - (1) WHOによるフェーズ4の宣言、新型インフルエンザの発生が確認された国への渡航自粛勧告の発出状況、対策本部(日本政府)によるフェーズ4Aの宣言及び発生国を通知
  - (2) 所属職員に対し、二次感染予防対策を確実に実施するよう指示
- 3 「矯正施設における新型インフルエンザ対策ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」に基づき、全国の矯正施設(刑務所, 少年院, 少年鑑別所, 婦人補導院)に対し、次の措置をとるよう指導した。
  - 職員, 被収容者に対し、新型インフルエンザについて啓発するとともに、手洗い, うがいの習慣を身につけるよう指導を徹底すること。
  - 職員及び被収容者に対し、野鳥, ハト, 家きん等の死骸及び糞にむやみに接触しないよう指導を徹底すること。
  - 矯正施設内での患者動向を把握するとともに、入所(院)時健康診断において、新入被収容者の海外渡航歴等の詳細な問診, 警察等関係機関からの情報入手などにより、り患の早期発見に努め、万一、感染が疑われる者が入所(院)した場合については、単独処遇とすること。また、被収容者に患者等が確認された施設については、すべての処遇調査業務の中止及び居室内でできる活動(視聴覚教材の視聴, 課題作成, 読書等)を除き、すべての矯正指導(改善指導, 教科指導, 刑執行開始時・釈放時の指導)を中止し、被収容者の安静を確保すること。
  - 部外者に対する説明等
    - ア 面会待合室等に、今後の面会人の健康状態や地域における流行状況によっては、面会を断る場合があること、マスク着用を義務付ける場合があることを明示しておくこと。
    - イ 出入業者, 作業指導員等に対し、今後、当該業者等の健康状態や地域における流行状況によっては、施設内への立入を制限したり、マスク着用を義務付ける場合があることについて説明すること。また、特に1ヶ月以内のW国への渡航状況について聞き取りを行うこと。

- 新型インフルエンザに関する情報の収集に努めるとともに、矯正施設が所在する地方自治体、衛生部局等の取組状況を確認し、状況に応じて、矯正施設内で患者が発生した場合の対応等について協議を行うこと。
- 抗ウイルス薬(商品名;タミフル)の入手方法、病院移送手続等について、あらかじめ、保健所、都道府県、薬品会社等と調整を図る等治療体制の確保を図ること。
- W国国籍の受刑者について、W国において収束するまでは同国への送出移送を停止し、矯正管区を通じて収容施設、当該国の領事機関、入国管理局等及び税関等関係機関に連絡すること。
- W国からの受入移送について、W国において収束するまでは移送を停止し、矯正管区を通じて、護送担当施設、当該国の領事機関、入国管理局等及び税関等関係機関に連絡すること。

#### 4 入国管理局対策本部を召集

(1) 地方入国管理官署に対し、次の措置をとるとともに、地方入国管理官署においてなんらかの措置をとった場合は入国管理局対策本部に報告するよう指示

- 「WHOによるフェーズ4の宣言及びW国への渡航自粛勧告の発出、日本政府によるフェーズ4の宣言並びにW国における新型インフルエンザの発生」を通知
- 地方入国管理局に対策本部の設置を指示
- 最寄りの検疫所又は保健所若しくは感染症指定医療機関等(以下、「検疫所等」という。)との連絡体制の確認を指示

(2) 所管団体であるJITCO等に対し、次の措置をとる。

- 「WHOによるフェーズ4の宣言及びW国への渡航自粛勧告の発出、政府対策本部によるフェーズ4の宣言並びにW国における新型インフルエンザの発生」を通知

#### <外務省>

1. 省内に外務大臣を本部長とする緊急対策本部を立ち上げ、省内職員の健康への留意について周知。
2. W国及び周辺国の各在外公館の長を本部長とする現地緊急対策本部を立ち上げ、「在外公館における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき対応するよう指示。
3. 厚生労働省の検疫体制強化を受け、W国に所在する我が方在外公館に対し、査証申請時において申請者からの健康状態質問票及び非感染証明書の徴収を指示。

#### <財務省>

- ・ 財務省新型インフルエンザ対策委員会を設置し、関係部局と情報を共有。
- ・ 関係省庁及び省内・地方支分部局等との連携及び省内における情報管理の徹底を図る。
- ・ 特にW国からの帰国者と接触する可能性が高い税関職員に対してはマスクの着用、うがい、手洗いの励行。

- ・ 新型インフルエンザの症状と思われるような発熱等を訴える職員があれば、医療機関において受診させる。
- ・ 発生地域との往来(旅行)を自粛する。
- ・ 職員等(通常接触を行う家族等も含む)のW国滞在について調査し、滞在している職員等がいる場合に、当該職員への医療機関における受診命令及びその後感染の危険性がないと判断されるまでの間の自宅待機命令。

### 〈文部科学省〉

#### (1) 教育委員会や私立学校担当の知事部局、大学等への要請

○教育委員会等に対して、次のような対応を要請。

- ・ 新たに得られた情報を迅速かつ確実に周知。
- ・ 国内で発生した場合に備え、連絡体制の再度の確認。
- ・ 現在、W国へ行っている生徒・学生等がいないかどうか、いる場合の安否確認の要請。
- ・ 児童生徒等のW国への留学や修学旅行及び保護者、教職員を含めて海外旅行等の予定について、再検討するよう要請
- ・ W国から帰国した児童生徒及び入国した留学生等に疑わしい症状が見られた場合には、ただちに医療機関を受診するよう要請。また、これらの生徒等が、風評により不当な取扱を受けることがないように冷静な対応がとられるよう要請。

#### (2) 関係研究機関への調査研究推進等に関する指示

- 感染症対策に資する情報を関係機関と共有
- 緊急に行うべき調査研究を企画、検討
- ワクチン開発において遺伝子組換え生物等を使用等する場合には、手続きを迅速に実施。

#### (3) 日本人学校等への要請

- 新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項などの情報をただちに送付、それらの情報を参考として、児童生徒等に対し適切な指導を行うように要請。

#### (4) 大学附属病院への要請

- 新型インフルエンザを疑われる者は感染症指定医療機関に転送するよう周知。
- 新型インフルエンザ疑い患者以外には、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう要請。

#### (5) 所管独立行政法人等への要請

- 新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項などの情報をただちに送付、それらの情報を参考として、職員等に対し適切な指導を行うように要

請。

### 〈厚生労働省〉

#### 1. 情報提供の内容

- 世界的流行の状況(発生国、地域、フェーズ、感染者数、死亡者数、確定診断有無等)
- 必要な予防策および治療法(マスク着用、手洗い、咳エチケット等)
- 国の対応
  - ・ 検疫体制の強化
  - ・ サーベイランス体制の強化
  - ・ プレパンデミックワクチンの接種準備、パンデミックワクチンの製造開始

#### 2. 提供先

○関係各省庁、検疫所等出先機関、地方自治体、日本医師会等所管団体、医療機関、製薬メーカー等事業者、老人保健施設等。

### 〈農林水産省〉

1 政府に新型インフルエンザ対策本部が設置されたことを受け、農林水産大臣を本部長とする「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ対策本部」を設置するとともに、対策会議を開催し、概要の報告、新型インフルエンザ対策行動計画に基づく農林水産省がとるべき対応の確認を行う。

2 以下の事項について指示等を行う。

- ① W国において鳥インフルエンザが発生した際に、水際における動物検疫の強化対策について既に講じたところであるが、改めて徹底するよう指示
- ② 10月上旬にW国で新型インフルエンザウイルスが確認された時点で所管団体を通じて把握した、W国において鶏と接触のあった農業者等についての情報を厚生労働省に再度提供する(当該農業者等の健康状況のチェックのため)
- ③ OIEのリファレンスラボラトリー等に対しウイルス株の入手等についての協力を要請するとともに、情報の共有を行う
- ④ 専門家チームの派遣について、W国からの要請に応じ即座に派遣できるよう体制を確認
- ⑤ 出先機関・自治体・所管団体に対し、対策本部が決定した対応措置等に関する情報を提供するとともに、周知を要請

3 新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドラインに基づき、厚生労働省から提示されるプレパンデミックワクチンの接種体制等実施方法に係る情報を、接種対象となる食料販売関係者に情報提供するとともに、予診票と接種案内状を送付。

## 〈経済産業省〉

経済産業省は、政府のフェーズ4A宣言を受け、10月20日に経済産業大臣を本部長とする経済産業省新型インフルエンザ対策本部を開催し、新型インフルエンザに関する情報を共有・分析するとともに、今度の対応方針を決定した。

当該対応方針に基づき、省内関係部局に対して以下を指示した。

- ① 患者発生国・地域に関する事業者等の状況及び産業界への影響等に関する情報を可能な限り収集すること。また、主要国の新型インフルエンザに関する対応、産業界への影響について、必要に応じて、情報収集すること。【通商政策局】
- ② 関係事業者団体等に対して「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を講じるよう注意喚起等を行うこと。【貿易経済協力局、製造産業局、サービスU、情報U、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院】
- ③ W国における大規模集会や不特定多数の集まる活動のうち、経済産業省が主催するイベント等については延期・中止等を検討すること。
- ④ 新型インフルエンザにより患者発生国・地域での生産活動が停滞した場合等の国内産業や事業者等に与える影響について、必要に応じて、確認・調査を行うこと。【経済産業政策局、製造産業局、サービスU、情報U、資源エネルギー庁】
- ⑤ 経済産業省が所掌する衛星関連物資の供給体制・備蓄状況等について確認し、必要に応じて、衛生関連物資の安定供給等を要請すること。【商務流通G、製造産業局、サービスU】
- ⑥ 我が国の輸出入が制約を受ける場合や、国内の患者発生地域で生産活動が停滞した場合等に、影響を受ける中小企業に対する対策を検討すること。【中小企業庁】
- ⑦ 患者発生国・地域からのエネルギー資源の確保・供給に影響が出る場合に備え、必要に応じて、関係機関や事業者等から情報収集を行い、エネルギー需給の動向を注視するとともに、安定供給確保に向けた対策を講ずること。【資源エネルギー庁】
- ⑧ ライフライン関係事業者等から、新型インフルエンザへの対応を聴取するとともに、エネルギーや工業用水の安定供給、原子力の安全に支障が出ないよう、必要に応じ、適切な指導等を行うこと。【地域経済産業G、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院】
- ⑨ 新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドラインに従って、ライフライン関係事業者等に対して、事業者等の医療従事者と社会機能維持者に該当する職種及び業種とその接種対象者数等について最新情報の報告を求めるとともに、それをもとに既に厚生労働省に提出している接種実施計画に変更があれば変更を加えて、速やかに厚生労働省に報告すること。【資源エネルギー庁、原子力安全・保安院】
- ⑩ 診療所と協力して、経済産業省の職員に対して、注意喚起を行うこと。【官房秘書課、厚生企画室】

- ⑪ W国に駐在する職員、現地滞在中の出張者及び旅行者の状況を確認し、新型インフルエンザ関連の情報に注意するよう指示するとともに、必要に応じて、追加的に適切な指示を行うこと。【官房秘書課、通商政策局、関係局】
- ⑫ W国における会議(国際会議を含む。)や出張(海外出張を含む。)については、自粛を含めて再検討する。

また、地方経済産業局、地方産業保安監督部、並びに所管団体、事業者等に対して、情報提供を行うとともに、以下を指示した

- ① 通商政策局は、JETRO等に対して、患者発生国・地域に関する事業者等の状況及び、産業界への影響等に関する情報等を指示した。また、W国に滞在する職員、現地駐在中の出張者及び旅行者の状況を外務省を通じて確認した。
- ② 中小企業庁は、関連中小企業者への影響等について情報収集し、必要に応じ、影響を受ける関連中小企業者に対して、政府系中小企業金融機関等への特別相談窓口の設置、セーフティネット貸付等による支援策を講ずることとする。
- ③ 資源エネルギー庁は、W国がエネルギー産出国であることを踏まえ、W国から日本へ向かうエネルギー関係船等の運行状況を確認した。また、W国からのエネルギー輸入に影響が出る場合に備え、在外公館、エネルギー関連企業(電力、ガス、石油)、商社等からの情報収集を行い、エネルギー需給の動向の注視を開始した。
- ④ 資源エネルギー庁は、エネルギー関係企業(電力、ガス、石油)に対して、外務省、厚生労働省が発信する新型インフルエンザ情報に注意するよう喚起した。また、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて、各企業にて策定している「新型インフルエンザ対策行動計画」の徹底など、対応を図るよう要請した。
- ⑤ 資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院は、新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドラインに沿って厚生労働省が決定した具体的な新型インフルエンザワクチン接種の実施方法の提示を受けるとともに、ライフライン関係事業者等に対し、事業者毎に、事業者等の医療従事者及び社会機能維持者に対する予診票と接種案内状を送付し、速やかに接種案内状に従ってプレパンデミックワクチンの接種を受けるよう要請した。
- ⑥ 資源エネルギー庁及び原子力安全・保安院は、新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドラインに沿って、ライフライン関係事業者等から既に報告がなされた事業者等の医療従事者と社会機能維持者に該当する職種及び業種とその接種対象者数等の内容について、変更の必要があれば変更を加えて提出するよう指示した。
- ⑦ 所管の(社)日本工業用水協会に対して、傘下の各事業者に対して、事業者ガイドラインを踏まえ、新型インフルエンザに関する情報を注視し、事業団体、関連企業等と適切に情報交換を行うとともに、新型インフルエンザが発生するおそれがある場合においても、工業用水の安定供給の確保のため、必要に応じて、

感染予防策の徹底等の対策を要請した。

- ⑧ 各経済産業局経由で工業用水事業体に管内事業体との連絡体制を徹底するよう要請した。
- ⑨ 発生国の地域と輸出入をしている企業の調査を開始した。
- ⑩ ティッシュペーパー、石けん等の経済産業省所掌物資について、業界団体等を通じ、供給体制、備蓄状況等について確認を開始した。
- ⑪ 電力・ガスのライフライン関係事業者に対して、以下の点について情報提供及び指示を行った。
  - ・政府対策本部から提供された新型インフルエンザに関する情報について、情報提供を実施。
  - ・さらに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を講じるように注意喚起。
  - ・外務省、厚生労働省が発信する新型インフルエンザ情報に注意するように指示
  - ・各事業者における新型インフルエンザに係る対応状況、社員の罹患状況、供給維持体制・保安体制への影響について情報集約と原子力安全・保安院への情報提供を依頼。
  - ・新型インフルエンザが国内感染する場合に備え、社会機能維持者へのワクチンの必要量の算定の準備について依頼
  - ・また、新型インフルエンザに関する事業者からの問い合わせ窓口を原子力安全・保安院の担当原課に設置した。

#### 〈国土交通省〉

1. 政府対策本部幹事会等に参加し、情報収集を行う。
2. 国土交通省新型インフルエンザ対策本部を開催する。
3. 地方支分部局および関係事業者等に対して、新型インフルエンザの発生状況、WHO の警戒フェーズが4に上がったこと等の情報提供を行うとともに、特に、航空関係者、海事・港湾関係者に対して検疫所の指示に従った適切な対応をするよう指示する。
4. 外務省が感染症の危険情報「渡航の延期をお勧めします」を出したことを受け、旅行業界等に対して、危険情報の常時把握及び旅行催行への対応を指示する。
5. 予め、省内職員の健康への留意について周知

#### 〈海上保安庁〉

1. 海上保安庁対策室の設置(国交省対策本部への参加)
2. シナリオ①に係る関連情報の本庁及び全管区への周知
3. 全職員に対し、感染防止に万全を期すよう注意喚起
4. 全管区に対し、W国から来航する船舶の動静留意及び検疫所等の関係機関との連携強化について指示

### 〈環境省〉

幹部への個別説明や課長級会議の開催により、

- ・ フェーズ4A が宣言される状況となり、政府の対策本部が立ち上げられたことに関する周知
- ・ 日本国内で発生が確認されるに至った場合の対応の確認等について、省内の認識の共有を図る。

### 〈防衛省〉

- ・防衛省職員のW国への渡航延期を周知。
  - ・陸海空の幕僚監部にフェーズ4A発令の旨、情報提供。
  - ・各衛生隊、自衛隊病院に対し衛生資材、治療薬の在庫確認の指示。
- 陸海空自衛隊、関係機関に対する、自衛隊員へのプレパンデミックワクチン接種に関する通知の発簡。
- ・衛生隊員、自衛隊病院職員へのプレパンデミックワクチン接種準備の指示。
- 各部隊における個人の衛生管理徹底(手洗い・うがい励行)の指示。

### 【個別課題】

#### 対象：外務省

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 1. W国及び周辺国に滞在する邦人に対して指導すべき事項があれば示せ。 |
|-------------------------------------|

### 〈回答：外務省〉

1. 外務省はW国に対する感染症危険情報を発出し、関係各団体に通知するとともに外務省海外安全ホームページに掲載した。同情報において、これからW国への渡航を予定している邦人に対しては、渡航の延期を勧めるとともに、既にW国に滞在している邦人に対しては、「今後、出国が出来なくなる可能性及び十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討してください。」との呼びかけを行った。また、関連情報として次の情報を周知した。(1)感染者の発生状況、(2)感染予防策、(3)現地の医療体制、(4)防疫措置(出国制限等)の状況、(5)民間航空機等の運行状況、(6)現地に留まる場合の注意事項(生活物資の備蓄等)、(7)大使館相談窓口の連絡先領事連絡窓口体制 等
2. W国日本国大使館は、帰国の検討を行っている在留邦人及び企業からの照会に対し、相談窓口を通じて対応するとともに、最新の関連情報を提供した。

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 2. W国等への渡航延期勧告を出す場合の要件及びタイミングについて示せ。 |
|--------------------------------------|

〈回答:外務省〉

渡航延期勧告を発出するタイミングについては、WHOによる勧告、発生国の状況(感染状況、医療体制等)、主要国の動向等を総合的に勘案して判断する。

**対 象：厚生労働省**

1. 国民に対して情報提供すべき事項を示せ。

〈回答〉

- W国でヒト-ヒト感染が認められたこと(確定診断されたこと、感染の広がり、新型インフルエンザの基礎知識等)
- WHOがフェーズ4宣言を行ったこと
- 日本としてフェーズ4A宣言を行ったこと(今のところ日本では患者は発生していないこと)
- 日本では内閣総理大臣を本部長とする対策本部を立ち上げたこと
- 国内の検疫体制を強化したこと
- サーベイランスを強化したこと
- 咳エチケット等基本的なインフルエンザ予防方法

**対 象：厚生労働省**

2. 国内サーベイランスの強化について具体的な方法等を示せ。

〈回答〉

- 国内発生を早期に発見するために、以下のサーベイランスの継続、開始を都道府県や医師会等に以下のとおり依頼する。
- 国は、都道府県や医師会等に対し、HP等も活用しながら情報提供を随時適切に行い、調査対象を遺漏なく報告されるよう呼びかける。
- 国、都道府県等は、以下のサーベイランスシステムで登録された情報を毎日確認し、患者の確定や、数の異常な増加を認めた場合、必要な対応を迅速に行うことのできる体制を整える。
  - ・疑い症例調査支援システムサーベイランスの継続、強化  
要観察例の報告を受けた保健所は、感染症法第15条に基づく感染症発生動向調査において、調査内容(患者情報、臨床情報、渡航歴、行動履歴、接触者情報等)を、NESID(感染症サーベイランスシステム)に入力し、情報を都道府県、国等と共有する。
  - ・症候群サーベイランスの開始  
国は都道府県を通じ、あらかじめ定点医療機関として指定している病院又は診療所の外来において、発熱、呼吸器症状を認める者の数を、NESIDを用いて速やかに入力するよう依頼する。また、都道府県は医師会等を通じ、医療機関は入院医療

を要する肺炎患者の情報を、NESIDを用いて入力するよう依頼する。

・クラスターサーベイランスの開始

感染の見られた集団(クラスター)を早期発見するために、クラスターサーベイランスを開始する。

・ウイルス学的サーベイランスの開始の準備

定点医療機関においてインフルエンザ様症状を呈する患者の検体分析を行うウイルス学的サーベイランスの準備を開始する。

・予防接種副反応迅速把握システムの実施の準備

国は、プレパンデミックワクチンの接種を開始と同時に、予防接種の副反応についてリアルタイムの把握を開始できるよう準備しておく。

・その他

国は、パンデミックに備え、パンデミック時インフルエンザ様疾患サーベイランス(定点を拡大)の準備を行うとともに、都道府県等及び都道府県等や医師会を通じて医療機関に対し、定点拡大に備えた準備を進めるよう依頼する。

また、国は、パンデミック時死亡者数迅速把握サーベイランスの準備を行うとともに、都道府県等及び都道府県等を通じて市町村に対し、準備を行うよう依頼する。

**対 象：厚生労働省**

3. 発生国からの航空機や船舶に対して指示または要請すべきことがあれば示せ。

《回答》

新型インフルエンザ発生国からの航空機や船舶に指示又は要請することは次のとおりである。

- ①航空会社、船舶事業者等に対し、W国P市での新型インフルエンザ発生によりフェーズ4になったことを情報提供。
- ②無用な混乱を防止し、円滑な検疫を実施するために、航空会社、船舶事業者等に対し、検疫強化に伴う検疫の手順等について、機内、船内、搭乗、乗船時に乗客に対するアナウンスの実施。
- ③船舶及び航空機内への健康状態等に関する質問票の搭載、機内や船内における乗客への当該質問票の配布及び記入指導等の実施。
- ④各航空会社、船舶事業者等に対し、検疫法第6条に基づく検疫前の通報の再周知。
- ⑤新型インフルエンザと疑われるものが搭乗していた場合には、機内又は船内において、必要な対策(当該者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等)の実施。

**対 象：厚生労働省**

4. 検疫強化の具体的内容及び手順について示せ。

《回答》

次の検疫強化を実施する。

- ①各検疫所へフェーズ4の宣言された旨を連絡し、W国から来航する航空機及び船舶における健康状態等に関する質問票の配布、機側検疫又は機内検疫の実施等の検疫の強化の開始を指示するとともに、職員の感染防御対策、健康管理の徹底等についても周知する。
- ②新型インフルエンザ疑い患者の発生に備え、停留先である感染症指定医療機関等と、搬送、停留の手順等について、再度確認を行う。
- ③新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者に対する停留措置のための医療機関について、いつでも収容できる状況にあるかどうか、関係各機関に確認する。
- ④W国から来航及び発航する航空機・船舶について、その制限、検疫実施場所の限定、集約化について、国土交通省と協議を行う。
- ⑤全国の検疫所からの応援態勢について、業務の割り振り、宿泊先の確保等について再確認及び準備を行う。
- ⑥新型インフルエンザ疑い患者が搭乗していた航空機と同乗者の検疫法第18条に基づく健康監視について、各都道府県との連携及び協力体制を確認する。
- ⑦検疫強化に伴い、空港及び港湾関係機関(入管、税関、警察等)に情報提供を行う。

#### **対 象： 厚生労働省**

5. プレパンデミックワクチンの接種について、そのタイミング及び手順を示せ。

#### **《回答》**

海外でヒト-ヒト感染が発生し、WHOがフェーズ4宣言をした時点で、

- 1) 厚生労働省は備蓄されているプレパンデミックワクチンの接種について、新型インフルエンザ専門家会議を緊急に招集し、
- 2) 専門家会議において、供給及び接種体制についての検討を実施し、厚生労働省としての決定に基づき、次の手順をとる。
  - (1) 決定した供給接種体制に基づき、各省庁及び都道府県は医療従事者及び社会機能維持者に対し、事業者等に予診表と接種案内状を送付し、市町村に送付を依頼する。
  - (2) 各省庁及び各都道府県の必要数に応じ、プレパンデミックワクチンを接種場所に段階的に配送する。

原則として集団接種とし、都道府県が市町村・医師会の協力を得て主体的に接種を行う。

#### **対 象： 国土交通省**

1. 発生国からの航空機の運航自粛の要請及び検疫空港の集約化について、そのタイミング、手順を示せ。

#### **《回答》**

- 新型インフルエンザ発生が疑われた段階で、厚生労働省は発生国からの国際航空機・船舶の運航自粛とあわせ、検疫実施港・空港の集約化について検討、厚生労働省から国土交通省あて措置の実施について協議を行う。
- 国土交通省は、厚生労働省から以下の点を踏まえた上での協議を受ける。
  - ・船舶及び航空機の入港の禁止に関する国際保健規則 (IHR) 第28条及び第43条の要件が充足されていることの確認。
  - ・我が国の措置が国際的な水準から見て妥当なものとなるよう、国土交通省との連携の下、我が国と同様の脅威を受けている国における運航停止に関する状況の把握。
- ＜以下はシナリオ②以降の手順＞
- 世界の感染状況、及びIHR、各国の対応状況を踏まえ、厚生労働省は運航自粛、検疫実施港・空港の集約化について措置の必要性、内容等を検討し、新型インフルエンザ対策本部に上申、対策本部は方針を決定する。
- 対策本部の決定方針に基づき、厚生労働省から検疫所に対応を指示するとともに、国土交通省担当部局から各事業者にも政府対策本部決定を伝達する

**対 象： 千葉県**

1. 県民へ情報提供すべき事項について示せ。

《回答》

- 県では、WHO の報告については、毎日目を通しており、もし、W 国がパンデミックフェーズ 4 となった時には、直ちに県ホームページ等において、県民に対し、W 国の患者発生状況等の情報提供を行う。
- さらに、県内各健康福祉センターに対し、住民から相談があった場合に備え、情報を提供する。
  - 県民に対し提供する情報としては、
    - ・W 国での新型インフルエンザ患者の発生状況
    - ・WHO のパンデミックフェーズ
    - ・外務省の渡航延期勧告や感染症危険情報
    - ・W 国での対応状況
    - ・成田空港検疫所をはじめとした、検疫所における検疫体制の強化状況と発生国からの入国者に対する対応状況
    - ・新型インフルエンザの感染様式
    - ・予防方法 等

**対 象： 千葉県**

2. 県内の発熱相談センターの設置場所及び相談体制について示せ。

《回答》

- この時点では、国内での患者発生は無いことから、発熱外来の設置は感染症指定医療機関に留める。
- 相談体制については、県庁内及び県内全ての健康福祉センター(14ヵ所)に設置する。また、千葉市及び船橋市に対しても設置の要請を行う。

## シナリオ② 海外での感染拡大と検疫所対応 (WHOフェーズ5)

日本時間	出来事
10月下旬	<p><b>【海外】</b></p> <p>W国では、WHO 及び国連の合同対策チームや保健省が早期封じ込め作戦を展開したが、感染は拡大していった。</p> <p>こうしたなか、W国に隣接するS国やT国においてもW国からの帰国者を発端とした複数の感染者が確認され、W国で発生した新型インフルエンザは国境を越えて感染拡大していった。</p> <p>WHO はパンデミック警戒フェーズを5に上げた。</p> <p><b>【国内】</b></p> <p>海外での感染拡大を受けて、成田空港ではW国及びその周辺国からの帰国者であふれかえる状況を呈していた。</p> <p>また、厚生労働省は、今回の新型インフルエンザの感染力及び重篤性が極めて高いと判断、W国に隣接する国が相次いで運航制限に踏み切ったことを踏まえ、政府対策本部へ「W国からの航空機の運航自粛及び検疫空港の集約化」を要請した。政府対策本部で議論し、その決定に基づき、国土交通省では関係航空会社に対して、P 空港からの航空機の運航自粛及び検疫空港の集約化を伝達した。</p>
11月1日	<p>W国から帰国中のA氏(35歳男性、会社員)は、成田空港到着前に機内で、40度近い発熱と急性の呼吸器症状を呈していた。</p> <p>事前に機長から通報を受けていた成田空港検疫所では、航空機到着後直ちに機内検疫を実施した。その結果、新型インフルエンザが疑われるA氏について、直ちに千葉県健康福祉部へ通報するとともに成田市内の感染症指定医療機関へ搬送した。また、A氏の検査結果が判明するまで、濃厚接触者を空港内で待機させるとともに、その他の同乗者については帰国後の注意事項を指導した上で、マスクを着けて帰宅させた。</p> <p>6時間後、A氏から採取された検体について、検疫所の検査により、インフルエンザウイルス H5(N 不明)であることが判明した。</p> <p>成田空港検疫所では、直ちに検体を国立感染症研究所へ搬送し、確定検査を依頼した。また、濃厚接触者について10日間の停留による健康監視を実施することを決定するとともに、他の同乗者について都道府県に健康監視を要請した。</p>

11月2日	国立感染症研究所での確定検査により、A氏の検体から新型インフルエンザウイルス H5N1 が検出された。
-------	---

これは訓練です

## 訓練課題②

### 【個別課題】

**対象：法務省**

1. W国等からの不法滞在者や不法入国者の増加が予想される場合の対策について示せ。

#### 《回答》

入国管理局対策本部から、各地方入国管理局対策本部に対して、以下のとおり通知及び指示

●WHOがパンデミック警戒フェーズを5に上げたことを通知

●W国並びにS国及びT国を始めとするその周辺国(以下、「発生国」という。)からの入国者に対する強力な水際対策として、

ア 発生国からの上陸申請者に対しては、セカンダリ審査を実施するなど、厳格かつ慎重な上陸審査を行うよう指示

イ 発生国から到着する船舶等に対する船内サーチ、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロールの強化を指示

ウ 発症又はその疑いがある者を把握した場合には、直ちに、検疫所に通報し指示を仰ぐことを指示

● 退去強制手続の実施について

ア 既に不法滞在となっている発生国人の摘発等に備えて、違反調査に当たっては、その必要性・緊急性を改めて検討した上で実施するよう指示

イ 発生国人の違反調査に当たっては、その健康状態にかかわらず、可能な限り別室で調査し、必要に応じ検温を実施する等、その健康状態に特に留意するよう指示。

ウ 処遇関係業務における面会を実施する場合には、面会人のうち、特に発生国人について、潜伏期間内に発生国に赴いたかどうかのヒアリングを徹底して行うこと、また、該当者でいまだ潜伏期間内にあるものについては、検温の実施、マスク等を着用するなど必要な措置を講じた上で面会を認めるよう指示

**対象：外務省**

1. 海外から収集すべき情報を示せ。

《回答》

在外公館を通じて、以下の情報を収集する。

1. 各国における感染発生状況(保健当局の発表等)
2. 各国における防疫措置(出入国制限等)
3. 民間航空機の運航状況
4. 各国の医療体制(新型インフルエンザ指定病院、相談窓口、ワクチン接種体制)
5. WHOを始めとする国際機関の対応状況

**対象：外務省**

2. 発生国の在留邦人、企業等に対して指導する事項があれば示せ。

《回答》

1. 感染症危険情報を発出し、発生国及び発生国の周辺国の在留邦人等に対しては、「今後、出国が出来なくなる可能性及び十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討してください。」との呼びかけを行う。また、関連情報として次の情報を周知。(1)感染者の発生状況、(2)感染予防策、(3)現地の医療体制、(4)防疫措置(出国制限等)の状況、(5)民間航空機等の運行状況、(6)現地に留まる場合の注意事項(生活物資の備蓄等)、(7)大使館相談窓口の連絡先及び領事窓口体制 (8)帰国に際しては、空港にて検疫官の指示に従うこと等
2. 発生国の日本国大使館は、帰国の検討を行っている在留邦人及び企業からの照会に対し、相談窓口を通じて対応するとともに、最新の関連情報を提供した。
3. W国の大使館には、同国からの航空機の運航自粛前に出国できなかった在留邦人が帰国便の確保を求めて殺到した。これを受け外務省は、発着調整については国土交通省と、検疫体制については厚生労働省と協議を行った上で、民間航空会社に対しチャーター機の運航を依頼し、毎日千人単位の邦人がチャーター便にて帰国する体制を整えた。また、W国以外の国についても、今後、運行自粛がかけられる可能性について、厚生労働省及び国土交通省と連携をとり、把握した上で、必要に応じてW国以外の国からの帰国体制について検討を行う。
4. 発生国の在外公館に対し、在外邦人用タミフルの追加送付を検討の上、必要数分を手配した。

**対象：文部科学省**

1. 発生国からの帰国者が国内で通学を開始することが想定される場合、学校等に対して指導すべき事項があれば示せ。

《回答》

発生国から帰国者の登校に関しては、教育委員会に対し、以下の事項を要請する。

●発生国からの帰国者の登校を妨げるものはないが、厚労省から発表された以下の内容を学校に対し周知・徹底していただきたいこと。

1) 当該児童生徒等が新型インフルエンザを疑わせる症状を呈している場合

保健所に連絡し、指定された医療機関を受診していただき、インフルエンザ検査、必要に応じた入院治療を行っていただく。

2) 無症状の場合

患者や鳥と接触歴がなく、症状がない場合は、日常を送ることに特に問題はないと考えるが、患者や鳥と接触歴がある場合は、保健所に連絡し、その後の必要な対応(濃厚接触者と見なされれば、保健所の指示により、10日間の健康観察、抗ウイルス薬の予防投与、自宅待機となることもある)を行う。

●学校に対し、風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとられることを要請する。

**対 象：厚生労働省**

1. 国民に対して情報提供すべき事項を示せ。

《回答》

- W国で発生した新型インフルエンザが国境を越えて感染拡大していること。
- その状況を受けて、WHOがパンデミック警戒フェーズを5に引き上げたこと。
- W国からの帰国者1名に新型インフルエンザが疑われ、成田市内の感染症指定医療機関へ搬送し、国立感染症研究所による検査の結果、インフルエンザウイルスH5N1であることが判明したこと。
- 感染国からの帰国便における濃厚接触者については、検疫所において10日間の停留による健康監視を実施すること。
- その他の同乗者については、健康監視を求めていること。

国民には、冷静な対応を求めること。併せて、引き続き新型インフルエンザに係る情報にご注意いただきたいこと。

**対 象：厚生労働省**

2. パンデミックワクチンについて、製造開始のタイミング、手順及び供給方法を示せ。

《回答》

1. フェーズ4Aとなった時点で、ワクチン製造業者に対し速やかにパンデミックワクチ

- ン製造体制の整備・ウイルス株入手後のワクチン製造を要請する。
2. WHOを通じ、新型インフルエンザウイルスによるワクチン製造株を迅速に入手し、ワクチン製造業者の製造に供する。
  3. 製造業者において製造体制が整い次第パンデミックワクチンの生産を開始する。
  4. ワクチン製造の間に専門家の意見を聞き、医学的ハイリスク者、高齢者、小児等の接種順位と具体的実施方法を決定する。
  5. 市町村は各対象群の人数を都道府県に報告し、都道府県は医療従事者や社会機能維持者等の数を合計し、厚生労働省に報告する。
  6. パンデミックワクチンが製造され次第、各省庁及び都道府県並びに市町村は接種対象者に予診票と接種案内状を送付する。
  7. 6, 厚生労働省は各省庁及び都道府県が報告した必要数に応じ、卸等を通じて接種場所に段階的に配送する。ワクチンの保管場所については非公開とし、ワクチンの輸送保管にかかる安全管理のために警備を配置する。

### 対 象：厚生労働省

3. 検疫で新型インフルエンザが疑われる乗客が発見された場合の対応について示せ。

#### 《回答》

疑い患者、濃厚接触者、その他の同乗者に対して以下の対応を行うとともに、それに先立ち、事前通知のあった時点で、対策本部、入管、税関、航空局等に報告を行う。

- ①事前に機長に、必要な対策(当該者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等)の実施、乗客に対する機内検疫を行う旨の周知を依頼。到着後、検疫官は航空機に乗り込むと同時に客に対して検疫を行う旨、方法等を説明。
- ②疑い患者に対しては、医師及び看護師が対応し、症状の確認(他の疾病との鑑別を含む)の上、検体(咽頭拭い液等)を採取し、疑い患者に感染防御を施した上で、指定医療機関に搬送。検体の検査を開始。
- ③上記と並行して、濃厚接触者、その他の同乗者に対しては検疫官が対応。これらの者は十分に感染防御を実施。疑い患者以外の者に対して検疫官により健康調査表の内容確認・回収を行い、同時に体温測定を実施。
- ④濃厚接触者については、②の結果が出るまでの間、所定の場所で待機。
- ⑤その他の同乗者については、健康監視(帰宅までのマスクの着用、一定期間の外出自粛、体温測定等)にて対応。
- ⑥疑い患者がH5陽性となった場合、濃厚接触者を停留先の医療機関等に移送。検体は確定診断のため、感染研に移送。
- ⑦監視の対象者に関するリストを作成し、対策本部を通じて都道府県(保健所)に情報提供し、健康監視を依頼

### 対 象：厚生労働省

4. 新型インフルエンザが疑われる患者が利用した航空機、貨物等の消毒方法等について示せ。

#### 《回答》

- ① 消毒班は、機内で新型インフルエンザが疑われる患者(疑い患者)が接触した場所を確認の上、疑い患者が使用した座席、テーブルやトイレ、機内持ち込み手荷物等の接触場所に汚染ラベルを貼付し汚染場所を特定する。
- ② 汚染ラベル貼付箇所について、消毒用エタノールを用いた拭き取りによる消毒を実施する。
- ③ 消毒班員は、N95 マスク、ゴーグル、防護服、手袋等による適切な防御を行い、消毒を実施する。
- ④ 消毒実施後、消毒班は未消毒箇所がないことを確認する。
- ⑤ 疑い患者が預けた荷物については、航空会社及び税関に連絡して荷物を特定した後、消毒用エタノールを用いて拭き取り等の消毒を実施する。  
疑い患者を搬送した車両についても、適宜、消毒用エタノールにより消毒する。

### 対 象：農林水産省

1. 国民の間で鶏肉等に対する不安が高まっている場合の対応について示せ。

#### 《回答》

- 1 食品安全委員会が公表した「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」(平成19年10月4日更新)について、自治体、関係団体を通じ国民に情報を提供するとともに、周知を要請する。併せて、農林水産省のHP等を通じて周知を図る。
- 2 生産段階(農家)における鳥インフルエンザ発生の有無の監視強化と生産者等への情報提供を行う。併せてそのことについて国民に情報を提供する。

### 対 象：経済産業省

1. 発生国からの帰国者が国内で通勤を開始することが想定される場合、企業等に対して指導すべき事項があれば示せ。

#### 《回答》

厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議がとりまとめた「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて、発生国からの帰国者が国内で通勤を開始することが想定される場合の企業等に対して注意喚起すべきことは以下のとおり。

### (1) 職場内での感染拡大予防のための措置

事業者は、職場内での感染予防のために、従業員等に対して以下の措置等を講ずる。

- 従業員等に新型インフルエンザに関する情報を正確に伝える。
- 個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起を行う。
- 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないように要請する。
- 自宅待機を要請する際には産業医等の意見を聞くことが望ましい。

### (2) 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

事業者は、海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成18年10月1日改訂 労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター)等を参考としつつ、職場として、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- 外務省の渡航情報(感染症危険情報等)を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外出張をできるだけ避ける。(外務省が渡航情報発出以降)
- 患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族は検疫ガイドラインに従う。  
新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、保健所は、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

### (3) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発

事業者は、新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を行う。

- 国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。
- 外務省の渡航情報(感染症危険情報等)に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。
- 発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行する。
- 「咳(せき)エチケット」を心がける。
- 従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう促す。
- 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。
- 不要不急の外出を自粛する。

また、社会機能維持に関わる事業における業務継続のために、電気事業者、ガス事業者、石油事業者等に対して、その機能の破綻が及ぼす社会的影響が大きいことから、要請すべきことは以下のとおり。

- ① 適切な情報収集と危機管理体制の発動
- ② 業務の維持に向けた業務、設備及びその他リソースの確保
  - ・ 業務の継続のために必要な部署等に対する感染予防策の実施(従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等)
  - ・ 業務の継続のために必要な部署等における感染予防のための勤務態勢の実施(満員電車の回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少等)
  - ・ 必要に応じた感染拡大時の代替意志決定システムの発動、代替設備の運転等
- ③ 疑い例が確認された際の適切な対応
- ④適切な広報、従業員等及びその家族への適切な情報提供

**対 象： 国土交通省**

1. 新型インフルエンザが疑われる患者が利用した航空機の乗務員への対応について示せ。

**《回答》**

国土交通省は、航空事業者に対して、厚生労働省専門家会議の検疫ガイドラインを参考として、対応を図るよう要請。

### シナリオ③ 国内発症者 国内フェーズ4B

日本時間	出来事
11月中旬	<p><b>【海外】</b> W国及び周辺国では、感染の拡大が続いていた。これらの国においては、現地の在留邦人から、大使館や外務省へ、感染防止策やワクチン接種等に関する問い合わせが急増していた。</p> <p><b>【国内】</b> 全国の検疫所では、W国等からの帰国者で新型インフルエンザの疑われる患者が増加していた。 成田空港検疫所においては、これまでA氏以外に新型インフルエンザ感染が判明した者が2名発生したが、いずれもA氏と同様の対応を取ることによって感染の拡大にはつながらなかった。</p>
11月26日	<p>W国に長期出張し、4日前(11月22日)に日本に帰国したB氏(50歳男性会社員・千葉県成田市在住)は、昨日(11月25日)からの発熱により欠勤していたが、朝方から39度を超える発熱、咳及び全身倦怠感を呈していた。</p> <p>健康監視中であったB氏は帰国時に成田空港検疫所から受けた指示に従い、状態を検疫所及び千葉県印旛健康福祉センター(印旛保健所)へ連絡した。印旛健康福祉センターでは、直ちに職員をB氏のもとへ派遣し、重篤な症状が出ていたB氏を感染症指定医療機関へ救急搬送、疫学調査等の対応を開始した。</p> <p>B氏から採取された検体について、千葉県衛生研究所の検査により、インフルエンザウイルスH5(N不明)であることが判明した。</p>
11月27日	<p>国立感染症研究所での検査により、B氏の検体からインフルエンザウイルスH5N1が確認された。この報告を受けて、政府の新型インフルエンザ対策本部は国内フェーズを4Bに引き上げた。</p> <p>各都道府県においては一斉に、発熱外来の設置を指定医療機関等に要請した。</p> <p>千葉県印旛健康福祉センターによるB氏周辺の疫学調査の結果、発症前の行動や濃厚接触者が明らかになった。千葉県では濃厚接触者について、健康監視などの対応を行った。</p>

【B氏の疫学調査から確認された情報】

- ・ B氏の同居人は妻と長女のみ。妻は主婦。長女は高校生。

- ・体調不良を訴える前日(11/24)千葉県内にある会社へ自家用車で出勤していた。
- ・帰国後、出勤以外での外出はなかった。

これは訓練です

## 訓練課題③

### 【個別課題】

#### 対象：外務省

1. W国及び周辺国で感染の拡大が続いている場合、発生国等の日本大使館に対して、指示すべき事項を示せ。

#### 《回答》

1. 発生国及び周辺国の在外公館に対し、「在外公館における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき以下の措置をとるよう指示。

- (1) 感染予防等についての在留邦人への情報提供
- (2) 任国における感染拡大状況等についての情報収集及び本省への報告
- (3) 邦人に感染者(疑い例を含む)が発生した場合の支援及び本省への報告
- (4) 館内における感染予防体制の強化
- (5) 主要国公館との情報交換

2. また、W国に所在する我が方在外公館に対し、査証申請時における申請者からの健康状態質問票及び非感染証明書の徴収を継続し、周辺感染国に所在する公館に対しても同様の措置をとるよう指示。

#### 対象：外務省

2. 発生国の日本大使館に対して、ワクチン接種や抗インフルエンザウイルス薬の投与を希望する在留邦人が殺到した場合の対応の考え方について示せ。

#### 《回答》

1. 発生国において承認されたワクチンがある場合、在外公館より邦人に対し自己の

判断・負担にて接種するよう、任国のワクチン接種体制と利用状況について、情報提供する。

2. 在留邦人に感染の疑いがある場合には、まずは、現地医療機関の診察・治療を受けるよう案内する。但し、発生国において、現地医療機関の対応能力喪失やタミフル払底等の理由から、投薬を受けることが出来ない場合は、緊急特例的に在外公館備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬(タミフル)の投与を検討する。

## 対象：消防庁

1. 新型インフルエンザが疑われる患者の搬送に救急車を利用する場合の考え方を示せ。

### 《回答》

#### (搬送責任)

- ・ 新型インフルエンザの疑いのある患者の救急搬送については、衛生部局や医療機関と十分に連絡を図った上で、消防機関が実施する。
- ・ 新型インフルエンザと診断され、都道府県が入院を勧告又は命令した者の医療機関までの搬送は、原則として、都道府県知事が行う業務である。ただし、「医療体制に関するガイドライン」に従い、パンデミック発生時において都道府県による移送では対応しきれない場合は、各地域において、関係機関と協議し、必要に応じて搬送業務を行う。

#### (搬送に当たっての留意事項)

- ・ 救急搬送に当たっては、常に新型インフルエンザの可能性を念頭に置き、「医療施設等における感染対策ガイドライン」に従って、感染予防策を徹底する(N95マスク、手袋、ガウンを着用し、一回ごとに交換すること)。
- ・ 救急要請時に発熱症状を訴えている者に対しては、W国への渡航歴の有無を確認し、10日以内に渡航歴がある場合は、保健所及び医療機関に連絡するほか、搬送に当たっては、上記感染予防策の徹底を図るとともに、搬送後の救急車の消毒を徹底する。
- ・ 新型インフルエンザ罹患を想定せずに搬送を終了し、後に患者が新型インフルエンザ患者(疑似症を含む。)であると判明した場合、「積極的疫学調査ガイドライン」に従い、搬送従事者は保健所等の健康観察を受けることとする。

#### (患者搬送に必要な器材)

N95 マスク:搬送従事者の数×2

サージカルマスク:適宜(搬送患者用)

手袋:1箱

フェイスシールドまたはゴーグル、ガウン:搬送患者数×2

靴カバーまたはゴムの長靴、帽子:搬送従事者の数×2(用意しなくてもよい)

手指消毒用アルコール製剤:1個

次亜塩素酸ナトリウム水溶液:1本

清拭用資材(タオル、ガーゼ等)、感染性廃棄物処理容器

その他、ビニールシート等

## 対象: 消防庁

2. 新型インフルエンザが疑われる患者の搬送に救急車を利用した場合の消毒方法及びその後の一般救急患者への利用についての方針を示せ。

### 《回答》

- ・ 消毒については、下記により実施する。

(新型インフルエンザウイルスの消毒)

#### 1) 器材

80℃、10 分間の熱水消毒

0.05～0.5w/v% (500～5,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウムで清拭または 30 分間浸漬

2w/v～3.5w/w% グルタラルに 30 分間浸漬

0.55w/v% フタラルに 30 分間浸漬

0.3w/v% 過酢酸に 10 分間浸漬

70v/v% イソプロパノールもしくは消毒用エタノールで清拭・浸漬

#### 2) 環境

0.05～0.5w/v% (500～5,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウムで清拭  
消毒用エタノールで清拭

70v/v% イソプロパノールで清拭

#### 3) 手指消毒

速乾性擦式消毒用アルコール製剤(使用量は製剤の使用説明書を参照)

- ・ 新型インフルエンザが疑われる患者の搬送に利用した救急車は、新型インフルエンザが疑われる患者の搬送専用とすることが望ましい。

## 対象: 文部科学省

1. B氏の長女の通う高校に対して指導すべき事項があれば示せ。

《回答》

B氏の長女の通う高校の対応については、教育委員会に対し、以下の事項を要請する。

- ウイルスの感染力が相当程度重篤な場合は、基本的には、学級閉鎖(一部の臨時休業)の措置を講じること。
- B氏の長女の行動状況及び感染の状況に鑑み、必要に応じて、学校閉鎖(全部の臨時休業)の措置を講じることについて検討していただきたいこと。

**対 象：厚生労働省**

1. 国民に対して情報提供すべき事項を示せ。

《回答》

- ・ 国内で新型インフルエンザの患者が発生したこと(千葉県在住、患者の健康状況、インフルエンザH5N1が確認されたこと等)。
- ・ 国内フェーズを4Bに引き上げたこと。
- ・ 発症日以降の接触者は家族、医療機関のみであること、発症日以前の接触者は感染の可能性が低いこと。
- ・ 千葉県は疫学調査の結果、発症前の行動、濃厚接触者を明らかにし、濃厚接触者について、健康監視などの対応を行ったこと。濃厚接触者以外は、感染の心配はほとんどないこと。
- ・ 各都道府県に発熱外来(病院)と発熱相談センター(保健所)を設置したので、海外からの帰国者又は発熱があつて心配な人は、発熱外来を受診するか又は発熱相談センターに相談してほしいこと。
- ・ 厚生労働省の現在と今後の対応状況(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等)。
- ・ 現時点で得られている新型インフルエンザに関する情報(病原性の強さ、予防方法等)。
- ・ 咳エチケット等、基本的なインフルエンザ予防方法。

国民には、冷静な対応を求めること。併せて、引き続き新型インフルエンザに係る情報にご注意いただきたいこと。

**対 象：厚生労働省**

2. 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する範囲及び投与方法を示せ。

《回答》

- 2. A氏、B氏に対応する疫学調査から判明した濃厚接触者、及び濃厚接触した医療従事者に対し、予防投与を行う。
- なお、発症 1 日前から感染力があるとして、B氏の濃厚接触者である家族(妻、長女)と、勤務先の職員に対し、予防投与を行う。

○ 抗インフルエンザウイルス薬については、タミフル 1 日 1 錠を 10 日間投与する。B 氏発症後 72 時間以内に、疫学調査による B 氏の行動範囲、サーベイランスによる感染状況の確認、対策実施状況等について、対策本部において初期評価を行い、その後、予防投与範囲を継続、縮小、もしくは地域全体へ拡大するかの検討を行う。

### 対 象：厚生労働省

3. 抗インフルエンザウイルス薬の需要が急増した場合の流通調整について、その手順を示せ。

#### 《回答》

1. 都道府県に対して、抗ウイルス薬の買い占めや偏在を防止する観点から、特定の医療機関等に過剰な量が供給されないことがないよう、管内の医療機関等及び卸売業者への周知徹底を図る旨を指導。
2. (社)日本医薬品卸業連合会に対して、以下の事項の周知徹底を図る。
  - ①抗ウイルス薬の安定的な供給確保の観点から、備蓄を目的とする注文には原則として応じないようにすること。
  - ②医療機関等における診療に支障を来す場合を除いて、分割納入を行うこと。
3. 流通在庫の確認  
都道府県から管内医療機関の在庫状況を聴取し、また、メーカーから各卸売業者の在庫状況及びメーカー在庫を聴取し、国内における流通在庫を把握。
4. 流通用抗ウイルス薬について、患者の医療を提供する指定医療機関に集約させるため、発生都道府県に対して、以下を要請する旨、指導
  - ①指定外の医療機関に対して、流通用抗ウイルス薬の発注を見合わせる事
  - ②卸売販売業者に対して、指定医療機関の受注のみ対応すること

### 対 象：経済産業省

1. B 氏の通う会社に対して指導すべき事項があれば示せ。

#### 《回答》

B 氏の通う会社が経済産業省の所管に属する企業である場合には、担当原課から当該企業に対して状況確認と、同社としての対応を聴取し、関係省庁に連絡する。併せて、当該企業に対して、従業員に対して適切な措置(※)を取るよう注意喚起するとともに、従業員に新型インフルエンザ患者及び疑似症患者が発生した場合、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、保健所等の要請に対して速やかに協力するよう要請する。

※回答2に記載した、厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議がとりまとめた「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえた、(1)職場内での感染拡大予防のための措置、(2)海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置、(3)従業員等への予防的措置のための知識の啓発を指す。

## 対 象： 千葉県

1. 県民への情報提供の内容について示せ。

### 《回答》

#### 1 国内発生が無い場合

- ・検疫所における検疫体制と発生国からの帰国者・入国者に対する対応状況（検疫体制の強化、発生国の患者情報、発生国の対応）

#### 2 成田空港検疫所で、新たな患者が確認された場合

- ・患者及び患者との濃厚接触者は隔離もしくは停留させており、国内への感染拡大の可能性は少ない等の安心情報を中心に情報提供する。
- ・さらに、患者発生国からの帰国者等に対する検疫所での対応状況も情報提供する。
- ・また、患者発生国の発生状況及びその状況を踏まえ、今後、帰国者等が、新たな患者として県内で発病する可能性もあることから、「うがい」、「手洗い」、「マスクの着用」など、日頃から、自らできる感染予防対策についても周知する。

#### 3 県内で患者が発生した場合

県民に対しては、患者等のプライバシーを十分考慮した上で、正確で迅速な情報を提供する。その内容は、

- ・感染したと思われる国名
- ・滞在期間
- ・居住市郡名、性別、年齢等の基本情報
- ・患者や濃厚接触者に対する県の対応（患者の入院勧告措置、濃厚接触に対するタミフルの予防投薬、10日間の健康監視、外出の自粛 等）
- ・その他、疫学調査から判った安心情報
- ・不特定多数の者との接触機会の有無と、接触があったと考えられる時の接触機会の状況
- ・接触者の健康状況
- ・感染様式
- ・日頃からできる感染予防方法 等

## 対 象：千葉県

2. B氏への対応について具体的に示せ。

### 《回答》

B氏について、健康福祉センターが「疑い例」と判断した場合には、状況を十分説明した上で、感染症指定医療機関（B氏の居住地から成田赤十字病院）への受診を勧奨し、当該病院に、直ちに患者が受診する旨を連絡する。この際、成田赤十字病院の担当医とは、患者が受診するに当たって、患者が行うべき注意事項について打ち合わせる。

- 患者に対しては、成田赤十字病院への受診に当たっての注意事項を説明し、公共交通機関を利用せず、自家用車等で受診するよう指導する。
- 健康福祉センター職員は、PPE、消毒薬、検体搬送容器、各種調査票を持参して、直ちに成田赤十字病院へ向かう。
- B氏に対しては、一般外来とは別の感染症外来（発熱外来）にて診療を行い、検体の採取後、本人の同意を得たうえで感染症病床（特定感染症病床）に入院させる。
- 採取した検体は、直ちに県衛生研究所に搬送する（検査結果は、搬入後 5 時間程度で判明）。
- 健康福祉センター職員は、直ちにB氏の行動調査を病室で開始する。
- 発症前 24 時間以降の濃厚接触者をリストアップし、濃厚接触者の居住地を管轄する健康福祉センターに対して、対応を図るよう、本庁の疾病対策課を経由して指示する。
- B氏の家族に対しては、B氏が患者（疑似症患者を含む）となった場合の対応について十分説明をする。
- 検査の結果、B氏が患者となった場合には、感染症法に基づき（この時は、指定感染症に政令指定されているものと思われるため）、入院勧告措置等の必要な対応を行う。
- 家族を含む濃厚接触者に対しては、本人の同意を得た上でのタミフルの予防投薬、10 日間の健康監視及び外出の自粛等を指導し、さらに、消毒の指示を行う。

## 対 象：千葉県

3. 患者搬送等に従事した職員等に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与についての方針を示せ。

### 《回答》

- 健康福祉センター職員は、N95 マスク、ゴーグル、手袋、アイソレーションガウン等の PPE を着用していることから、タミフルの予防投薬等については行わない。
- 行動についても、通常と同様とするが、10 日間は、自己健康管理を徹底するよう指導し、もし、発熱等の症状が出た場合には、健康福祉センター長に直ちに申し出

て、その指示に従うよう指導する。

- なお、もし、PPE を着用しないで搬送した場合には、当該職員に対しては、同意を得た上でのタミフルの予防投薬など、濃厚接触者としての対応をおこなう。

#### **対 象： 千葉県**

4. 発熱外来での対応の内容、設置機関数及び対応可能患者数を示せ。

##### 《回答》

- 発熱外来では、発熱患者に対して十分な聴き取り調査を行い、「疑い例」と判断した場合には、診察後、検査用検体の採取をおこない、入院を勧奨し、本人の同意を得たうえで、感染症病床に入院させる。
- 初発患者が発生した場合の発熱外来の設置数は、県内 9 ヶ所の感染症指定医療機関とし、当該医療機関への受診状況を見ながら、患者が発生した地域の医師会等の協力を得ながら、逐次その数を増やしていく。
  - 1 ヶ所で、1 日約 100 人程度の「疑い例」には対応が可能と考えているが、この時期であれば、早期封じ込めを優先することから、各感染症指定医療機関の感染症病床数(9 ヶ所で 49 床)までの対応が現実的と考える。

### シナリオ④ 感染防止初期対応(WHOフェーズ6)

日本時間	出来事
12月3日	<p><b>【海外】</b> W国周辺をはじめ、新型インフルエンザの感染者は13カ国に拡大し、WHOはパンデミックフェーズ6を宣言した。発生国を中心に、物流や経済活動の停滞が顕在化し、世界的な物流不足や物価上昇が懸念されてきた。</p> <p><b>【国内】</b> 厚生労働省では、千葉県の疫学調査で明らかになった濃厚接触者について、対応戦略が着実に実行されていることを確認した。</p>
12月4日	<p>千葉県内の感染症指定医療機関で入院治療を受けていたB氏が、持病の影響もあり、治療の甲斐なく死亡した。</p> <p>千葉県内の6カ所の健康福祉センターから県疾病対策課へ、以下の旨の報告が立て続けに入った。</p> <p>『数日前にW国及びその周辺国から帰国したという患者が、帰国後間もなく発熱等の症状を呈したため、健康福祉センターの指示にしたがって医療機関を受診した。患者の検体を採取し、県衛生研究所において検査を実施する。』</p>
12月5日	<p>疫学調査の結果、新型インフルエンザが疑われる発熱患者の中には、発症した後に公共交通機関(列車及びバス)を利用しており、不特定多数の者との接触があったことが確認された。</p> <p>患者と接触したかもしれないと相談窓口に応じる者が50人以上に上り、患者と接触したことが原因と疑われる発熱患者に対して診察、検査が行われ、一部は入院した。</p> <p>また、疑似症患者発生地域においては、学校を休校させるべきではないかという意見も出てきた。</p> <p>12月4日に医療機関で検体を採取した発熱患者のうち、3名からインフルエンザウイルス(H5N1)が確認された。</p>

## 訓練課題④

### 【全体課題】

#### 対象：全省庁

1. 各省庁関係部局及び出先機関、地方自治体、所管団体、事業者等に対して指示または情報提供すべき事項等があれば示せ。

#### 〈回答〉

##### 〈内閣官房(安全保障・危機管理)〉

官邸連絡室を官邸対策室に改組し、関係省庁局長を参集させ、関係情報の集約、対応の協議を行い、国民に適切に情報提供することにより感染の拡大防止及びパニック防止に努めることとする。

##### 〈内閣官房内閣情報調査室〉

関係情報の収集を強化するよう関係各部等へ指示する。

##### 〈内閣府(食品安全委員会事務局、総合科学技術会議事務局)〉

###### ○食品安全委員会事務局

食品安全委員会としては、「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」(平成 19 年 10 月 4 日更新)を HP により情報提供していることから、現時点での状況を受け、新たに関係部局、地方自治体、事業者等への指示、情報提供すべき事項はない。

###### ○政策統括官(科学技術政策担当)付参事官付(総合科学技術会議事務局)

###### ライフサイエンス担当

関係省庁に対し、緊急に対応すべき研究がないか相談するよう伝達。

##### 〈警察庁〉

###### ○千葉県警察に対して状況を伝達するとともに、

- ・ 関係機関との連携強化と関連情報の収集・報告
- ・ 各検査、医療機関等及びその周辺における混乱防止の徹底
- ・ 感染者との接触、現場臨場時の防護服着用等、予防措置の徹底
- ・ 被留置者に対する感染予防に関する方針に基づく措置
- ・ プレパンデミックワクチンの接種
- ・ 濃厚接触者(警察職員)に対する抗インフルエンザ薬の投与について指示する。

###### ○ 他の都道府県警察に対して、状況を伝達するとともに、

- ・ 関係機関との連携強化と関連情報の収集・報告
- ・ 被留置者に対する感染予防措置に関する方針に基づく措置
- ・ プレパンデミックワクチンの接種
- ・ 濃厚接触者(警察職員)に対する抗インフルエンザ薬の投与について指示する。

#### <金融庁>

○新型インフルエンザ発生国に海外拠点を有している金融機関等に対し、現地利用者の事情を考慮しつつ、不要不急業務等を一時休止するよう要請

#### <総務省>

省内全部局及び出先機関、並びに関係部局を通じて地方自治体、所管団体、事業者等に対し、新型インフルエンザの発生状況等について情報提供するとともに、以下の事項について要請する。

- ・ 発生地域における不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動を自粛すること
- ・ 発生地域における公共施設等について、感染拡大防止対策を講ずるよう、関係省庁と連携し各管理者に対して協力を要請
- ・ 発生地域における職員等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いの勧奨。新型インフルエンザ様症状が認められた職員等には出勤せず受診するよう促すこと

#### <消防庁>

- ・ 幹部に対し、国内フェーズはフェーズ4Bであるものの、WHOは、パンデミックフェーズ6を宣言した旨情報提供を行う。
- ・ 千葉県消防防災主管部局を通じ、県下の消防本部に対し、千葉県内で新型インフルエンザ(H5N1)の感染が広がっている現状を踏まえ、再度、衛生部局や医療機関との連携・連絡体制を確認・強化するとともに、不要不急の救急要請の自粛に関して普及啓発を行うよう注意喚起を行う。
- ・ また、千葉県消防防災主管部局に対して、現在の消防機関の対応体制について確認を行い、新型インフルエンザの感染防御衣等感染防止資器材の充足状況を把握し、特に罹患者が多いと考えられる地域において、十分な備蓄がない場合は、県下で調整するよう依頼するとともに、消防庁への報告を求める。

#### <法務省>

- 1 法務省から厚生労働省に対し、地方入国管理官署に所属する全職員について、プレパンデミックワクチンの接種をプレパンデミックワクチンが完成次第開始すること及び予防的投与に必要となる抗インフルエンザウイルス薬の配布を要請

## 2 法務省対策本部から各局部課に対し、次の措置を実施

- (1) WHOによるフェーズ6の宣言、新型インフルエンザの発生が確認された国への渡航自粛勧告の発出状況、対策本部によるフェーズ4Bの宣言及び発生国を通知
- (2) 発症又はその疑いがある者(職員を含む。)を把握した場合は、直ちに、最寄りの検疫所又は保健所若しくは感染症指定医療機関に通報して指示を仰ぐよう指示  
さらに、発症又はその疑いがある者に接することとなる職員については、検疫所又は保健所若しくは感染症指定医療機関の指示に従って、手袋、マスク、ゴーグルの着用その他必要な予防対策を実施するよう指示
- (3) 所属職員について、保健所から受診の指示があった場合、当該職員に受診及び自宅待機を命ずるよう指示
- (4) 矯正局及び入国管理局に対し、所属職員に予防備品(手袋、マスク、消毒薬、予防薬等)を一斉配布するよう指示

## 3 「矯正施設における新型インフルエンザ対策ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」に基づき、全国の矯正施設(刑務所, 少年院, 少年鑑別所, 婦人補導院)に対し、次の措置をとるよう指示した。

- 法務省対策本部から、所属職員に予防備品(手袋、マスク、消毒薬、予防薬等)を一斉配布せよとの指示に基づき、確保できた物から、順次、感染の危険性が高い部署に勤務する職員に対し配布を開始すること。なお、新入調査、領置調、面会受付係等に従事する職員には、必ず、N95型マスクを着用させるとともに、当該業務終了後は、必ず手洗い、うがいを行わせること。
- 被収容者に対する炊事業務を停止せざるを得ない状況となった場合に備え、代替食(非常食、外注弁当等)の確保について検討を開始すること。
- 患者発生時の対応
  - ア 職員から患者あるいはその疑いある者(以下「患者等」という。)が発生した場合  
当該職員に、必ず医療機関を受診するよう指示し、感染が確認された場合は、休暇を取得させ、治療に専念させること。  
また、疑いがある者について感染していないことが確認されるまでは、当該職員に休暇を取得の上、自宅等に待機するよう勧めること。  
なお、職員と同居する者から患者等が発生した場合は、当該職員については、医療機関を受診するよう勧め、職員への感染が否定されるまで、休暇の取得を勧めること。
  - イ 被収容者から患者等が発生した場合  
当該被収容者については、単独処遇とし、状況に応じて感染症法における指定医療機関への移送を行う等、必要な医療措置を執ること。  
なお、患者が多数に及ぶなどして単独室での収容が困難な場合は、患者等を集団室に集めて収容するなど、施設の実情に応じた感染拡大防止策を講じること。

- ウ 患者と濃厚接触があった職員については、抗インフルエンザ薬の予防投与を受けるよう指示すること。
- 刑務作業、集会等の中止（少年院においては、生活集団とは異なる集団を編成して行う生活指導、職業補導実習、教化教育、各種行事等の教育活動を指す。）
  - ア 被収容者に患者等が確認された施設については、必要最小限の経理作業を除き、すべての刑務作業等を中止し、被収容者の安静を確保するとともに、すべての処遇調査業務の中止及び居室内でできる活動（視聴覚教材の視聴、課題作成、読書等）を除き、すべての矯正指導（改善指導、教科指導、刑執行開始時・釈放時の指導）を中止すること。

なお、患者等発生の収束が確認されるまでの間、転房は必要最小限に留めること。

おって、かかる状況となった場合、被収容者に対し、告知放送を行うなどして、衆情の安定に努めること。
  - イ 被収容者に患者等は発生していないものの、矯正施設が所在する市町村等において、感染集団が形成されているなどにより、学校閉鎖、学級閉鎖等の措置がとられているような場合には、作業時間の短縮、就寝時間の変更等の措置を講ずるなどして、被収容者の体力保持に配慮すること。

なお、構外作業、院外教育等を中止すること。
  - ウ 被収容者に患者等は発生していないものの、矯正施設が所在する市町村等において、感染集団が形成されているなどにより、学校閉鎖、学級閉鎖等の措置がとられているような場合で、通常の施設運営に必要な勤務職員が確保できない場合は、上記アにより対応すること。
  - 刑務作業、行事等を中止している場合には、状況に応じて、運動、入浴を中止すること。この場合、可能な範囲で、室内体操、清拭等の代替措置を講じること。
  - 部外者への対応
  - ア 面会受付時に発熱、咳等の症状の有無、患者との接触の機会の有無等を尋ね、症状がある面会人、あるいは、患者と接触の機会があった面会人については、原則として面会を断ること。

なお、理解が得られない場合は、サージカルマスク等を着用させることとするが、同マスクの着用を拒否した者については、面会を断ること。
  - イ 出入業者、作業指導員等についても、あらかじめ、症状がある者、あるいは、患者と接触の機会があった者の来庁の自粛を要請すること。
  - ウ 家庭裁判所等の関係機関に対し、当該機関職員のマスク着用等について協力を求めること。
  - 患者等の発生状況、地域における患者等の発生状況、矯正施設の収容体制等について、検察庁、警察署、裁判所等の関係機関と連絡を密にし、被収容者の収容、出廷等に関する便宜供与を依頼すること。
  - 被収容者に患者等が発生している施設に対しては、緊急用務を除き、職員の出張を中止すること。患者等が発生している施設からの出張についても同様とするこ

と。

● 移送の停止等

- ア 送受刑者が現に収容されている施設及び近隣施設に患者等が発生している場合は、収束が確認されるまで国内・国際移送を停止すること。
- イ 国内移送先の施設において、患者等が発生している場合は、当該施設への移送を停止し、矯正管区を通じて他施設への移送又は移送の停止を検討する。国内移送停止の場合は国際移送についても停止を検討し、当該執行国の領事機関等と調整し、停止する場合は外務省、矯正管区を通じて収容施設、入国管理局等関係機関に連絡すること。
- ウ 国内移送済みの送受刑者の移送元施設に患者等が発生した場合は、当該受刑者の国際移送を停止し、外務省、矯正管区を通じて収容施設、当該執行国の領事機関、入国管理局等関係機関に連絡すること。
- エ W 国等感染者発生が報告されている国の国籍を有する受刑者について、同国等への送受刑者を停止し、外務省、矯正管区を通じて収容施設、当該執行国の領事機関、入国管理局等関係機関に連絡すること。
- オ W 国等感染者発生が報告されている国で受刑している受入移送受刑者について、同国等からの受入移送を停止し、外務省、矯正管区を通じて護送担当施設、入国管理局等関係機関に連絡すること。

4 入国管理局関係

(1) 入国管理局対策本部から、地方入国管理局対策本部に対して、以下のとおり通知及び指示

- WHOによりパンデミックフェーズ6が宣言されたこと及び政府対策本部により国内フェーズが4Bと宣言されたことを通知
- 政府対策本部により、W国P空港からの航空機の運航自粛及び検疫空港の集約化が決定された旨を通知
- 所属職員への二次感染予防対策(手洗い、うがいの励行等)の確実な実施を指示
- 所属職員への予防備品(手袋、マスク、消毒薬、予防薬等)の一斉配布を指示
- さらに、発症又はその疑いがある者に接することとなる職員については、手袋、マスク、ゴーグルの着用その他必要な予防対策を実施するよう指示
- 抗インフルエンザウイルス薬(タミフル)の入手、上陸審査・警備処遇関係職員への投与を指示
- 所属職員について、検疫所等から受診の指示があった場合、当該職員に受診及び自宅待機を命ずるよう指示
- 出国審査において発見した感染者と思われる者の検疫所への通報及び被収容者の入所時に発見した感染者と思われる者の保健所への通報・隔離措置に係る指

示

- (2) 上記(1)のほか、退去強制手続の実施について、地方入国管理官署に対し次の措置をとった(なお、その他の国についても、新型インフルエンザの発生が確認され次第、同様の措置をとる。)

●態勢及び関係機関との連携

- ア 発生地域を管轄する地方局等の警備部門に「連絡室」(室長:首席入国警備官)を設置させる(地方局等に局長等を長とする対策本部等が設置されたときは、この限りでない。)
- イ 保健所、検疫所、指定医療機関その他関係機関の場所・連絡先につき改めて確認するとともに、これら機関との窓口担当者を指名する。
- ウ 本省(警備課等)を通じるなどして、新型インフルエンザに関する情報の収集に努めるとともに、イの関係機関の取組状況を確認し、状況に応じて、収容施設内で患者が発生した場合の対応等について協議を行う。
- エ 被収容者等に患者又は感染の疑いのある者が発生した場合は、保健所等の関係機関に速やかに連絡するとともに、これら関係機関の指導を仰ぎつつ適切・迅速に処理する。

●職員等への対応

- ア 職員等に対し、新型インフルエンザについて改めて啓発(厚生労働省・外務省が発出する情報の提供・共有を含む。)を行うとともに、うがい・手洗いを励行させる。また、職員等の家族についても職員を通じて注意を喚起する。
- イ 関係機関からプレパンデミック・ワクチン又はパンデミック・ワクチンが供与可能である旨連絡を受けたときは、状況に応じ、発生地域等を管轄する地方局等の職員等へのワクチン接種の可否を検討する。
- ウ 職員等からマスク等を着用して勤務したい旨希望があったときは、これを認める。
- エ 職員等に対し、発生地域付近に赴いたことがあるかどうかのヒアリングを行う等、その健康状態に留意する。
- オ 発生地域付近に赴いたことのある又は発生地域付近に赴いたことのある者(注1)と接触したことのある職員等については、潜伏期間を脱するまでの間(注2)、マスク等着用で勤務させ、毎朝体温を自己申告させるなど、その健康状態に特に留意する。  
(注1)発生地域付近に居住する者を含む。  
(注2)発生地域付近に居住する職員等については、事態が収束するまでの間。
- カ 感染の疑いのある職員等については、自宅待機及び医療機関への受診を強く指導する。
- キ 患者と濃厚接触があった職員等については、保健所等の指導を仰ぎつつ、ワクチン又は抗インフルエンザ薬(タミフル)の予防投与を受けるよう指導する。
- ク 出入り業者等についても、発生地域付近に赴いたかことがあるかどうかのヒアリ

ングを行う等、その健康状態に留意する。

ケ 発生地域付近で違反調査を行う場合には、マスク等の着用を励行する。発生地域付近に赴いたことのある者と業務上接触する場合も同様とする。

#### ●違反調査

ア 発生地域付近での違反調査は、その必要性・緊急性を改めて検討した上で実施する。

イ 容疑者等を取り調べるに当っては、潜伏期間内に発生地域付近に赴いたかどうかのヒアリングを行う等、その健康状態に留意する。特に、該当者でいまだ潜伏期間内にあるものについては、可能な限り別室で調査し、検温を実施する等、その健康状態に留意する。

ウ 感染の疑いがある者については原則として在宅調査とし、医療機関での受診を強く指導する。

#### ●処遇

ア 被収容者については、潜伏期間内に発生地域付近に赴いたかどうかのヒアリングを改めて行う等、その健康状態に留意する。特に、該当者でいまだ潜伏期間内にあるものについては、可能な限り別室で処遇し、定期的に検温を実施する等、その健康状態に留意する。

イ 被収容者に対し、新型インフルエンザについて啓発(厚生労働省・外務省が発出する情報の提供を含む。)を行うとともに、うがい・手洗いの励行につき指導する。

ウ 面会待合室等に、今後の面会人の健康状態や地域における流行状況によっては、面会を断る場合があること、事前の検温やマスク等の着用を義務付ける場合があることを明示しておく。

エ 面会を実施する場合には、面会人について、潜伏期間内に発生地域付近に赴いたかどうかのヒアリングを行う等、その健康状態に留意する。特に、該当者でいまだ潜伏期間内にあるものについては、検温の実施、マスク等を着用するなど必要な措置を講じた上で面会を認めることとする。

オ 感染の疑い例が発生した場合などにおいては、状況に応じ、開放処遇・運動等の中止又は短縮を検討する。

#### ●執行

ア 発生地域付近に赴きいまだ潜伏期間内である者の送還(他の収容所等への移収を含む。)は原則として見合わせる。

イ 出国命令対象者等(退令仮放免され、自費出国許可された者を含む。)のうち、発生地域付近に赴きいまだ潜伏期間内である者又は感染の疑いのある者から出国の延期の申し出があったときは、原則として許可する。

#### ●仮放免

ア 発生地域付近に赴きいまだ潜伏期間内である者(被収容者を除く。)からの仮放免(延長)申請については、その状況を踏まえ弾力的に対応する。特に、感染の疑いのある場合には、原則として仮放免(延長)を許可するとともに、医療

機関での受診を強く指導する。

イ 発生地域付近に赴きいまだ潜伏期間内である被収容者については、仮放免許可相当であっても、潜伏期間を脱するまでの間、原則として仮放免は見合わせる。

(3) 所管団体であるJITCO等に対し、次の措置をとった。

●WHOによりパンデミックフェーズ6が宣言されたことを通知

#### 〈外務省〉

1. 全在外公館に対し、「在外公館における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき以下の措置を徹底するよう改めて指示。

- (1) 感染予防策等についての在留邦人への情報提供
- (2) 任国における感染拡大状況等についての情報収集及び本省への報告
- (3) 邦人に感染者(疑い例を含む)が発生した場合の支援及び本省への報告
- (4) 館内における感染予防体制の強化
- (5) 主要国公館との情報交換

2. また、感染拡大に伴い、新たに感染が確認された国に所在する我が方在外公館に対し、査証申請時における申請者からの健康状態質問票及び非感染証明書の徴収を指示。

#### 〈財務省〉

- ・ 引き続き財務省新型インフルエンザ対策委員会を中心に地方支分部局を含めて最新の情報を共有する。
- ・ 千葉県内の地方支分部局及び県内に居住する職員に対し、マスクの着用、うがい及び手洗いの励行を徹底。
- ・ 成田空港で勤務する税関職員に対しては、健康診断の受診を指示すると共に、検疫所及び保健所等関係機関との連絡を密にするよう指示。
- ・ 患者(家族を含む)と濃厚に接触した職員については、経過観察のための自宅待機の要否及び有症時の対応等について医療機関の指導に従う。
- ・ 発生地域との往来(旅行及び出張)を自粛する。

#### 〈文部科学省〉

(1) 教育委員会や私立学校担当の知事部局、大学等への要請

○教育委員会等に対して、次のような対応を要請。

① 文部科学省等から示される情報や、新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項等を踏まえつつ、新型インフルエンザについての情報を児童生徒等、その保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。(マスコミで国内発生についての報道が盛んに行われると想定されるため、)パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底するこ

と。

- ②学生及び児童生徒の保護者に対して、家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、医療機関等に相談するよう指導すること。
- ③予防のためには、人込みを避けるとともに外出の際にはマスクの着用、うがいと手洗いの励行が重要であり、新型インフルエンザが発生した地域においては、これらの留意事項が徹底されるよう指導すること。
- ④発生地域以外においても、新型インフルエンザが発生した場合に備え、教育委員会等が国及び地方公共団体の保健部局等からの要請を混乱なく受けられるよう事前に連絡体制の整備等を行っておくこと。
- ⑤児童生徒等や教職員等に新型インフルエンザ患者及び疑似症患者(以下「患者等」という。)が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、国及び地方公共団体の感染症法に基づく要請に対して速やかに協力すること。
- ⑥特に、児童生徒等に新型インフルエンザ患者が発生した場合には、各学校において出席停止等の措置が適切に講じられるよう、ただちに指導すること。
- ⑦児童生徒等や教職員等に新型インフルエンザ患者等が発生した場合には、学校の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処すること。
- ⑧患者等または患者等と接触した者が関係する地域においては、学校の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることについて、必要に応じ検討すること。
- ⑨学校の全部又は一部の臨時休業の措置を講じる場合には、その範囲や期間等についてウイルスの感染力や疾患の症状など様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び地方公共団体から発表される情報に十分留意すること。
- ⑩児童生徒等の出席停止や学校の全部又は一部の臨時休業の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起らないよう十分留意すること。
- ⑪海外渡航等については、厚生労働省より提供される関連情報を踏まえ、自粛を含め適切な対応をとるよう周知すること。
- ⑫大学等の留学生交流担当課に、通知等の手段により、感染予防策や発生状況等、新型インフルエンザの関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請。
  - ・発生国に留学中の日本人学生との連携体制を確保すること。
  - ・学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行うこと。
  - ・発生国から帰国した日本人学生、発生国から留学してきた外国人学生について、新型インフルエンザの症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

(2) 関係研究機関への調査研究推進等に関する指示

- 感染症対策に資する情報を関係機関と共有
- 緊急に行うべき調査研究を企画、検討
- ワクチン開発において遺伝子組換え生物等を使用等する場合には、手続きを迅速に実施。

(3) 日本人学校等への要請

- 新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項などの情報をただちに送付、それらの情報を参考として、児童生徒等に対し適切な指導を行うように要請。

(4) 大学附属病院への要請

- 新型インフルエンザを疑われる者は感染症指定医療機関に転送するよう周知。
- 新型インフルエンザ疑い患者以外には、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう要請。
- パンデミックに備え、各大学病院に対し、都道府県や地域医療機関との連携体制の確認や診療体制・医療備蓄品等の確認を要請。

(5) 所管独立行政法人等への要請

- 新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項などの情報をただちに送付、それらの情報を参考として、職員等に対し適切な指導を行うように要請。

(6) 発生地域における国主催イベントの延期・中止等と関係団体への周知

- 発生地域においては、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動は自粛すべきであることから、該当する文部科学省主催イベントについては、延期又は中止を検討する。
- また、関係団体や該当する地域の教育委員会等に対し、当該地域での不要不急の活動の見直しを必要に応じ要請する。

**<厚生労働省>**

1. 情報提供内容

- 世界の流行状況
  - ・新型インフルエンザ感染者が13カ国に拡大。WHOはフェーズ6を宣言。
- 日本国内の流行状況
  - ・日本初の死亡例(入院治療を受けていた千葉県のB氏)
  - ・12月4日の発熱患者中、3名よりH5N1ウイルス検出。
  - ・新型インフルエンザ疑い患者の公共交通機関での不特定多数との接触を確認。
  - ・患者との接触可能性を相談窓口で50名以上来診、診察・検査の上一部は入院。

## ○政府対応

- ・発熱外来受診の呼びかけ。
- ・自治体毎の行動計画に沿った対応の依頼。
- ・不要不急の不特定多数が集まる集会の自粛勧告。

## ○国民のとりべき対応

- ・必要な予防措置(うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケット)
- ・発熱時の発熱相談窓口等への相談。

## 2. 情報提供先

○関係各省庁、検疫所等出先機関、地方自治体、日本医師会等所管団体、医療機関、製薬業界等事業者、老人保健施設等福祉施設。

### <農林水産省>

- 1 出先機関、自治体、関係団体に対し、不要不急の大規模集会や興業施設等不特定多数の集まる活動について自粛を要請する。また、対策本部が決定した対応措置等に関する情報を提供するとともに、周知を要請する。
- 2 食品産業事業者、団体等に対して、政府で把握している情報、対応状況を情報提供するとともに、国内での流行に備え予め定めたBCP(事業継続計画)を踏まえた対応を要請。
- 3 食品産業事業者等における事業の継続状況(工場稼働状況、流通状況、店舗の閉鎖状況、従業員の罹患状況等)についての調査を開始。
- 4 発生国W国との貿易状況を踏まえると、直接的に我が国の食料供給に大きな影響は無いと判断するものの、今後の世界的な物価上昇や供給不安に備え、関係部局に対して情報収集を依頼。

### <経済産業省>

1. 経済産業省では、政府の新型インフルエンザ対策本部で国内フェーズが4Bに引き上げられたことを受けて、11月27日、大臣を本部長とする経済産業省新型インフルエンザ対策本部を開催し、新型インフルエンザに関する情報を共有・分析するとともに、今度の対応方針を決定した。

当該対応方針に基づき、省内関係部局に対して、これまでの指示(回答1に記載)を一層徹底するとともに、これらに加えて、以下を指示した。

- ①国内及び国外の患者発生国・地域における大規模集会や不特定多数の集まる活動のうち、経済産業省が主催するイベント等については延期・中止等を検討すること。また、同じく、関係事業者団体等に対して、国内及び国外の患者発生国・地域での不要不急の大規模集会や活動等の自粛等を要請すること。【貿易経済協力局、製造産業局、サービスU、情報U、資源エネルギー庁、中小企業庁等】
- ②経済産業省の職員に対する注意喚起に、「咳エチケット」を徹底すること、発生地域

における大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への不要不急の外出を自粛することを追加すること。【官房秘書課、厚生企画室】

- ③経済産業省の職員に新型インフルエンザ患者及び疑似症患者が発生した場合、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、国及び地方公共団体からの感染症に基づく要請等に対して速やかに協力すること。【厚生企画室、官房秘書課】

また、地方経済産業局、地方産業保安監督部、並びに所管団体、事業者等に対して、情報提供を行うとともに、以下を指示した。

- ①本省内、地方経済産業局及び地方産業保安監督部の職員に対し、11月27日開催の経産省新型インフルエンザ対策本部での指示内容②及び③と同様の指示を行った。
- ②国内及び国外の患者発生国・地域における大規模集会や不特定多数の集まる活動のうち、経済産業省が主催するイベント等については延期・中止するとともに、10月20日付けの経済産業省新型インフルエンザ対策本部を踏まえた指示を徹底するとともに、関係事業者団体等に対して、国内及び国外の患者発生国・地域での不要不急の大規模集会や集客事業、活動等の自粛等を要請。
- ③産業界等に対し、所管団体及び所管団体を通じて傘下の企業等に対して、「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」を踏まえて対応するよう、改めて要請するとともに、職員の罹患状況、事業体への影響についての情報提供を依頼。
- ④我が国においても、生活必需品、衛生関係物資について、これら品目が品薄になることが予想されることを踏まえ、ティッシュペーパー、石けん等の経済産業省所掌物資について、関係業界等に対して在庫の供出、増産体制の整備による物資の安定供給を図るよう要請する。また、これら品目の原料メーカーに対して製造メーカーの原料供給要請に優先的に応じるよう業界団体を通じ要請した。
- ⑥(社)日本工業用水協会に対して、シナリオ①の対応を一層徹底する。事業者ガイドラインを踏まえ、必要に応じて対策を講じるよう注意喚起。
- ⑧引き続き、W国及び周辺国から日本へ向かうエネルギー関係船等の運行状況を確認し、W国及び周辺国からのエネルギー輸入に影響が出る場合に備え、在外公館、エネルギー関連企業(電力、ガス、石油)、商社等からの情報収集を行い、エネルギー需給の動向を注視した。
- ⑨電力・ガス、工業用水道等のライフライン関係事業者に対して、以下の点について情報提供及び指示。
- ・政府対策本部からの新型インフルエンザに関する情報について情報提供を実施。
  - ・改めて「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえ、必要に応じて対策を講じるように注意喚起。
  - ・改めて、外務省、厚生労働省が発信する新型インフルエンザ情報に注意するよう指

示

- ・改めて、各事業者における新型インフルエンザに係る対応状況、社員の罹患状況、事業者体への影響について情報集約と情報提供を依頼。
- ・改めて、新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドラインに沿って既に報告がなされている事業者等の医療従事者と社会機能維持者に該当する職種及び業種とその接種対象者数等の内容について、変更の必要があれば変更を加えて提出するよう指示。

⑩地方産業保安監督部に対して、以下の点について情報提供及び指示。

- ・政府対策本部から提供された新型インフルエンザに関する情報について、情報提供を実施
- ・新型インフルエンザの拡大にともない、地方産業保安監督部にも事業者からの相談窓口を設置

⑪厚生労働省に対して、以下の点について要請

厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議の新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)を踏まえて、経済産業省関連の社会機能維持者(※)に対して、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチン、抗インフルエンザウイルス薬について接種体制、配布体制を整え、実施を図るよう要請する。

(※)(イ)ライフライン関係者(電気事業者、ガス事業者、石油事業者、工業用水道事業者、販売関係事業者等)

(ロ)国の危機管理に携わる者(経済産業省)

#### <国土交通省>

1. 関係省庁対策会議に参加し、情報収集を行う。
2. 政府対策本部や関係省庁対策会議等を通じて、得られた現状に係る情報を省内職員及び関係事業者等に提供する。
3. 厚生労働省からの依頼を受けて、公共交通事業者に対して、ポスターの掲示や、車内放送等による周知について可能な範囲での協力を要請
4. 国土交通省所管の事業者に対し、インフルエンザの影響について調査を開始する。必要に応じて地方支分部局等に相談窓口を設置する。

#### <海上保安庁>

1. シナリオ④に係る関連情報の本庁及び全管区への周知
2. 全職員に対し、感染防止に万全を期すよう注意喚起
3. 全管区に対し、W国周辺をはじめとする発生国から来航する船舶の動静留意及び検疫所等の関係機関との連携強化について指示

#### <環境省>

特になし

## 〈防衛省〉

- ・ 陸・海・空・統合の各幕僚監部に、千葉県下で新型インフルエンザ患者が小規模発生している旨、情報提供。
- ・ 各衛生隊、各自衛隊病院においては、地元保健所等との連絡を密にし、所在地近辺での新型インフルエンザの発生に関する情報収集を実施するよう指示。
- ・ 各自衛隊病院における発熱外来設置の指示。
- ・ 各自衛隊における新型インフルエンザに対応可能な病床数について報告するよう指示。
- ・ 各衛生隊等に、新型インフルエンザ患者の搬送に使用可能な車両数を報告するよう指示。

## 【個別課題】

### 対 象： 文部科学省

- |   |
|---|
| 1. 新型インフルエンザ患者あるいは疑似症患者が発生した地域の学校に対して指導すべき事項があれば示せ。 |
|---|

## 〈回答〉

教育委員会等に対して、新型インフルエンザ患者あるいは疑似症患者が発生した地域の学校に対し次のような対応をとるよう要請。

- ① 文部科学省等から示される情報や、新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項等を踏まえつつ、新型インフルエンザについての情報を児童生徒、その保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。(マスコミで国内発生についての報道が盛んに行われると想定されるため、)パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。
- ② 保護者に対して、その児童生徒等及び家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、医療機関等に相談するよう指導すること。
- ③ 予防のためには、人込みを避けるとともに外出の際にはマスクの着用、うがいと手洗いの励行が重要であり、新型インフルエンザが発生した地域においては、これらの留意事項が徹底されるよう指導すること。
- ④ 児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者及び疑似症患者(以下「患者等」という。)が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、国及び地方公共団体の感染症法に基づく要請に対して速やかに協力すること。
- ⑤ 特に、児童生徒等に新型インフルエンザ患者が発生した場合には、各学校において出席停止等の措置が適切に講じられるよう、ただちに指導すること。

- ⑥児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者等が発生した場合には、学校の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処すること
- ⑦患者等または患者等と接触した者が関係する地域においては、学校の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることについて、必要に応じ検討すること。
- ⑧学校の全部又は一部の臨時休業の措置を講じる場合には、その範囲や期間等についてウイルスの感染力や疾患の症状など様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び地方公共団体から発表される情報に十分留意すること。
- ⑨児童生徒等の出席停止や学校の全部又は一部の臨時休業の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- ⑩海外渡航等については、厚生労働省より提供される関連情報を踏まえ、自粛を含め適切な対応をとるよう周知すること。
- ⑪海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝えること。
- ・新型インフルエンザの症状、感染経路等
  - ・予防のために必要な留意事項
  - ・症状を呈した場合の対応(医療機関受診など)
  - ・国内の発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の具体的対応など
  - ・海外での発生状況
  - ・外務省の発出する渡航関連情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
  - ・万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法(在外公館への連絡など)
  - ・帰国する際の相談窓口など
- ⑫高校生留学や海外修学旅行の予定のある児童生徒にも、必要な情報の提供を行うとともに、高校生留学や海外修学旅行については、国内及び渡航国等の新型インフルエンザの発生状況等を踏まえた上で、自粛も含め、再検討すること。

### 対 象：厚生労働省

1. 国民に対して情報提供すべき事項を示せ。
------------------------

#### 《回答》

1. 1. 新型インフルエンザについての情報
  - ・現時点で得られている新型インフルエンザに関する情報(病原性の強さ、予防方法等)。
2. 発生状況
  - ・13カ国で新型インフルエンザの患者が発生したこと。

- ・ WHOがフェーズを6に引き上げたこと。国内フェーズが4Bのままであること。
- ・ 千葉県は濃厚接触者と確定し、積極学的疫学検査などの対応を行い、3名からインフルエンザウイルス(H5N1型)が確認されたこと。
- ・ 濃厚接触者以外は、感染の心配はほとんどないこと。

### 3. 政府・自治体の対応

- ・ 各都道府県に発熱外来(病院)と発熱相談センター(保健所)を設置したので、海外からの帰国者又は発熱があつて心配な人は、発熱外来を受診するか又は発熱相談センターに相談してほしいこと。
- ・ 厚生労働省の現在と今後の対応状況(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、パンデミックワクチンに関する情報等)。

### 4. 一般的予防方法等の周知

- ・ 咳エチケット等、基本的なインフルエンザ予防方法。
  - ・ 国民には、冷静な対応を求めること。
  - ・ 千葉県内全域における不要不急の集会等の活動の自粛を要請すること。
- 引き続き新型インフルエンザに係る情報にご注意いただきたいこと。

## 対 象：厚生労働省

2. マスク等による感染予防対策について、国民への啓発方法及び内容を示せ。

### 《回答》

#### 啓発内容

発生地域において、不要な外出の自粛要請をする。外出時は可能な限り多数の者がいる場所を避ける。

熱、咳、くしゃみ等の症状がある人は、発熱相談センターに相談し、医療機関(発熱外来が設置されている場合は、発熱外来)を受診する。また、症状がある間は、咳エチケット(マスクをする、ティッシュ等で咳の飛散を予防し、蓋付きの廃棄物箱に捨てる等)を実行する。

#### 啓発方法

上記の啓発内容について、

- ・ 予め用意しておいた映像資料等を活用し、テレビでスポット広告を頻回に流す。
- ・ 公共交通機関において、ポスターの掲示や、車内放送等による周知を依頼する。
- ・ 報道機関に対し、上記内容を含めた報道資料を提供し、周知を依頼する。(センセーショナルな取り上げ方をしないように依頼)
- ・ 都道府県等に対し、上記資料等を送付し、都道府県等内での周知(広報等に混ぜて資料を配付、発熱相談センターの連絡先等の再周知、公共施設でのポスターの掲示等)
- ・ 各種資料をホームページに掲載する。

また、マスクが不足しないよう、医療用マスク及び一般用マスクについて

- ①医療用マスク(N95マスク、サージカルマスク)及び一般用マスクについて安定供給の観点から、主要製造業者の在庫量及び増産可能数を確認するとともに、状況に応じて、増産体制が図られるよう準備方を各製造業者に依頼。
- ②医療用マスク等の製造業者の団体が加入する日本医療機器産業連合会及び(社)日本衛生材料工業連合会並びに卸売業者の団体である日本医療機器販売業協会に対し、マスクの買い占めや偏在を防止する観点から、特定の医療機関等に過剰な量が供給されないようにすること、及び患者発生地域への安定供給を要請。

### 対 象： 国土交通省

1. 新型インフルエンザが疑われる患者が利用した公共交通機関への対応について示せ。

#### 《回答》

1. 患者が利用した公共交通事業者(バス及び鉄道)に対して、厚生労働省から、ポスターの掲示や、車内放送等を求められた場合には、必要に応じ、適切に対応するよう要請する。
2. 患者が乗車した公共交通事業者(バス及び鉄道)に対して、保健所の指導に従って、適切な対応を行なうよう要請。
3. 患者が乗車した公共交通事業者(バス及び鉄道)に対して、職員の健康状態に留意するよう要請する。

### 対 象： 千葉県

1. 県民への情報提供すべき内容について示せ。また、行動制限を要請する必要がある場合、その内容及び周知方法を示せ。

#### 《回答》

- 【シナリオ 3】 課題 1 の「3 県内で患者が発生した場合」と同様、患者等のプライバシーを十分考慮した上で、以下の情報を迅速に、県民に対し情報提供する。
  - ・感染したと思われる国名
  - ・滞在期間
  - ・居住市郡名、性別、年齢等の基本情報
  - ・患者や濃厚接触者に対する県の対応(患者の入院勧告措置、濃厚接触に対するタミフルの予防投薬、10日間の健康監視、外出の自粛等)
  - ・その他、疫学調査から判った安心情報
  - ・接触者の健康状況
  - ・感染様式

・日頃からできる感染予防方法 等

○ さらに、この場合には、患者が公共交通機関等の利用により不特定多数の人と接触していることから、

・患者の行動調査から、発症 24 時間前以降に患者が利用した公共交通機関など、不特定多数と接触機会があったと思われる場所等に関する情報を提供し、患者と接触した可能性がある人で発熱等の症状が出た場合には、直ちに最寄りの健康福祉センターに相談し、指示に従うよう広報する。

○ 住民の行動制限については、患者発生地を中心に、その発生状況(不特定多数の接触者があり、疫学的に感染ルートが特定できない場合等)により、必要に応じて実施する。

実施する内容については、

1. 不要な外出を控えること
2. 多数の人が集まるイベントの中止
3. 娯楽施設等の閉鎖

等である。

なお、住民に対しては、外出が必要な場合には、マスクを着用し、帰宅時の「うがい」「手洗い」の励行を呼びかける。

周知については、市町村の協力を得ながら、地域に対し徹底が図れるよう、様々な広報媒体を用いて周知する。

## 対 象： 千葉県

2. 県内の医療機関へ協力要請すべき事項を示せ。

### 《回答》

○ 感染症指定医療機関に対しては、発熱患者の外来診療の受け入れを要請する。

さらに、患者の入院についても要請する。

また、患者が増加した場合に備え、感染拡大防止を図った上で、一般病床での患者受入について要請する。

○ 結核のモデル病床を保有する医療機関に対しては、入院患者が増加した場合に備え、受入準備を行うよう要請する。

○ その他、既に、県の依頼により、感染拡大の防止を図った上で(一般入院患者とフローア、病棟を分けるなどして)、入院患者を受け入れることが可能な一般病院の約 2,000 床の病床についても、入院患者の受入準備を要請する。

○ 外来受診者に対する医療提供については、感染症指定医療機関への受診状況を把握しながら、県医師会に対し、市町村等の協力を得ながら、発熱外来の設置及び設置数の増加を、必要に応じて逐次要請する。

また、一般の医療機関に対しては、病院内での感染防止を図るため、医療スタッフや職員に対し、マスクの着用や手指消毒など、感染防止対策の徹底を図るよう要請する。

**対 象： 千葉県**

3. B氏の遺体を取り扱う際の注意事項について示せ。

《回答》

- 遺体の処理(清拭等)を行う医療機関の職員は、PPE(N95 又はサージカルマスク、ガウン、ゴーグル、手袋)を着用し、感染防御を図る。
- 遺体の体腔から体液が漏出しないよう、綿等で十分処理する。
- 遺体を病室から搬出する時には、非透過性のパックに入れる。
- 親族に対しては、出来るだけ非透過性のパックを開けないよう注意をするが、非透過性パックを開けて、遺体に近づくこと、あるいは接触することを強く望む場合には、N95 マスク、手袋、アイソレーションガウン、ゴーグルを着用させる。
- なお、非透過性のパックに入れたまま、お棺に入れている場合には、特別な感染予防策を講ずる必要はない。

**シナリオ⑤ 国内での感染拡大 国内フェーズ5B14:00-15:30**

日本時間	出来事
12月13日	<p><b>【海外】</b>            新型インフルエンザは、アジア地域のみならず、ヨーロッパ、アフリカ、アメリカ地域においても感染が発生・拡大しつつあった。未発生国では、国境を封鎖する国も出てきた。また、発生が蔓延している国の都市部では、社会的弱者を中心に感染者、死亡者が急増し、社会的な混乱を招きつつあった。</p> <p><b>【国内】</b>            新型インフルエンザは、全国で200名を超える感染者が確認され、千葉県においても20名の感染者が確認された。            健康相談を希望する者は多数に上り、各都道府県の感染症担当部局、保健所においては、対応に限界をきたしつつある状況となってきた。</p>
12月下旬	<p>感染者の増加に伴って、全国的に以下のような事態が生じてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員の一部を自宅待機させる企業が多くみられ始めた。</li> <li>・ マスク等の防護具や抗インフルエンザウイルス薬等の医薬品の需要が急増してきた。</li> <li>・ 医療機関、発熱外来を受診する患者が増える一方で、医療機関の中には外来閉鎖や発熱患者の受け入れを拒否するところも出てきた。</li> </ul> <p>千葉県内においても、医療機関を受診する者が急激に増え、県内の発熱外来での対応も手一杯の状況になってきた。新型インフルエンザによる入院患者も指定医療機関の病床だけでは対応しきれなくなってきた。抗インフルエンザウイルス薬についても、市場流通分だけでは不足し、千葉県で備蓄していたものを徐々に放出していく状況になった。</p>

## 訓練課題⑤

### 【全体課題】

#### 対象：全省庁

1. 新型インフルエンザの感染が急速に拡大している場合、各省庁関係部局及び出先機関、地方自治体、所管団体、事業者等に対して情報提供すべき事項等があれば示せ。

#### 〈回答〉

##### 〈内閣官房(安全保障・危機管理)〉

国民に対し政府の対応状況を情報提供する。

##### 〈内閣府(食品安全委員会事務局、総合科学技術会議事務局)〉

###### ○食品安全委員会事務局

新型インフルエンザの感染が急速に拡大している場合ではあるが、食品を介した感染が確認されていない状況においては、食品安全委員会として各省庁関係部局、地方自治体、事業者等に対して情報提供すべき事項はない。

###### ○政策統括官(科学技術政策担当)付参事官付(総合科学技術会議事務局)

###### ライフサイエンス担当

関係省庁に対し、緊急に対応すべき研究がないか相談するよう伝達

##### 〈警察庁〉

各都道府県警察に対して、状況を伝達するとともに、

- ・ 関係機関との連携強化と関連情報の収集・報告
- ・ 医療機関、発熱外来及びその周辺における混乱防止の徹底
- ・ 混乱に乗じた各種犯罪への対応(犯罪予防活動を含む。)
- ・ 通信網の確保
- ・ 感染者との接触、現場臨場時の防護服着用等、予防措置の徹底
- ・ 被留置者に対する感染予防に関する及び感染被留置者の隔離・治療に関する措置等
- ・ プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種
- ・ 濃厚接触者(警察職員)に対する抗インフルエンザ薬の投与
- ・ 組織内における感染状況把握の徹底

等について指示する。

### 〈総務省〉

省内全部局及び出先機関、並びに関係部局を通じて地方自治体、所管団体、事業者等に対し、新型インフルエンザの発生状況等について情報提供するとともに、以下の事項について要請する。

- ・発生地域における不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動を自粛すること
- ・発生地域における公共施設等について、感染拡大防止対策を講ずるよう、関係省庁と連携し各管理者に対して協力を要請
- ・発生地域における職員等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いの勧奨。新型インフルエンザ様症状が認められた職員等には出勤せず受診するよう促すこと

### 〈消防庁〉

- ・各都道府県を通じ、各消防本部に対し、フェーズ4宣言時の通知を再周知するとともに、消防・救急機能の維持のため、職員の健康管理について、以下のとおり指導する。また、各消防本部において新型インフルエンザの感染拡大に備えて予め定めたBCP(事業維持計画)等に沿って、活動を維持できるよう体制を整えるよう指導を行う。

- ①手洗い、うがいの励行
- ②個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めること
- ③38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないこと
- ④緊急性・重要性の低い会議・研修等の延期に努めること
- ⑤公共交通機関の利用を可能な限り避けること

- ・消防庁職員に対しても同様の指導を行う。

### 〈法務省〉

1 法務省対策本部から各局部課に対し、次の措置を実施

- (1) 対策本部によるフェーズ5Bの宣言及び発生国を通知
- (2) フェーズ4Bにおける措置を継続実施するよう指示

2 「矯正施設における新型インフルエンザ対策ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」に基づき、全国の矯正施設(刑務所, 少年院, 少年鑑別所, 婦人補導院)に対し、次の措置をとるよう指示した。

- 「フェーズ4B」における措置を継続実施するとともに、状況に応じて、患者と接触した被収容者については、経過観察期間を定め、健康管理の指導を実施し、症状が出現した場合には直ちに隔離を行うとともに抗インフルエンザ薬による治療を行うこと。

3 入国管理局関係

- (1) 入国管理局対策本部から地方入国管理局対策本部に対して、以下のとおり通知するとともに、フェーズ4Bにおける措置を継続実施するとともに以下のとおり措置するよう指示
- 政府対策本部によるフェーズ5Bの宣言及び発生国を通知
  - 抗インフルエンザウイルス薬(タミフル)の入手継続、ワクチンの入手、全職員に対する投与を指示
  - 入国・在留審査関係及び警備・審判関係業務等並びに外国人の出国手続に係る業務の取扱いについて、感染が流行している状況を理由とした在留期間更新等の申請の遅延等について、特別に配慮するよう指示するとともに、そのような措置を講じていることの広報を指示
- (2) 上記(1)のほか、退去強制手続の実施について、地方入国管理官署に対し次の措置をとった。
- 当該被収容者について、身柄の移動を行わないよう指示  
また、発生国への送還は停止するよう指示
- (3) 所管団体であるJITCO等に対し、次の措置をとった。
- 政府対策本部によるフェーズ5Bの宣言及び発生国を通知

#### 〈外務省〉

1. 全在外公館に対し、「在外公館における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき以下の措置を徹底するよう改めて指示。
  - (1) 感染予防策等についての在留邦人への情報提供
  - (2) 任国における感染拡大状況等についての情報収集及び本省への報告
  - (3) 邦人に感染者(疑い例を含む)が発生した場合の支援及び本省への報告
  - (4) 館内における感染予防体制の強化
  - (5) 主要国在外公館との情報交換
2. また、感染拡大に伴い、新たに感染が確認された国に所在する我が方在外公館に対し、査証申請時における申請者からの健康状態質問票及び非感染証明書の徴収を指示。

#### 〈財務省〉

- ・ 引き続き財務省新型インフルエンザ対策委員会を中心に地方支分部局を含めて最新の情報を共有する。
- ・ 財務省職員及び全国の地方支分部局職員に対し、マスクの着用、うがい及び手洗いの励行を徹底。
- ・ 発生地域のみならず、全国の地方支分部局に対して、検疫所及び保健所等関係機関との連絡を密にし、職員の罹患状況を報告するよう指示。
- ・ 患者(家族を含む)と濃厚に接触した職員については、経過観察のための自宅待機の要否及び有症時の対応等について医療機関の指導に従う。

- ・ 発生地域との不要・不急な往来(旅行及び出張)を原則禁止する。
- ・ 説明会など不特定多数の者と接触する業務について、不急なものについては停止等を検討する。

## 〈文部科学省〉

(1) 教育委員会や私立学校担当の知事部局、大学等への要請

○教育委員会等に対して、次のような対応を要請。

- ① 文部科学省等から示される情報や、海外での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項等を踏まえつつ、新型インフルエンザについての情報を児童生徒等、その保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。(マスコミで国内発生についての報道が盛んに行われると想定されるため、)パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。
- ② 学生や保護者に対して、家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合は、医療機関等に相談するよう指導すること
- ③ 予防のためには、全国で人込みを避けるとともに、外出の際にはマスクの着用、うがいと手洗いが徹底されるよう指導すること。
- ④ 発生地域以外においても、新型インフルエンザが発生した場合に備え、教育委員会等が国及び地方公共団体の保健部局等からの要請を混乱なく受けられるよう事前に連絡体制の整備等を行っておくこと。
- ⑤ 児童生徒等や教職員等に新型インフルエンザ患者等が発生した場合、感染症法に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、国及び地方公共団体の感染症法に基づく要請に対して速やかに協力すること。
- ⑥ 特に、児童生徒等に新型インフルエンザ患者が発生した場合には、各学校において出席停止等の措置が適切に講じられるよう、ただちに指導すること。
- ⑦ 児童生徒等や教職員等に新型インフルエンザ患者等が発生した場合には、学校の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処すること。
- ⑧ 患者等または患者等と接触した者が関係する地域においては、学校の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることについて、必要に応じ検討すること。
- ⑨ 学校の全部又は一部の臨時休業の措置を講じる場合には、その範囲や期間等についてウイルスの感染力や疾患の症状など様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び地方公共団体から発表される情報に十分留意すること。
- ⑩ 児童生徒等の出席停止や学校の全部又は一部の臨時休業の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。(外出の自粛が勧告されるものと想定されるため、)その趣旨の周知を徹底すること。
- ⑪ 海外渡航等については、厚生労働省より提供される関連情報を踏まえ、自粛を含め適切な対応をとるよう周知すること。

⑫大学等の留学生交流担当課に、通知等の手段により、感染予防策や発生状況等、新型インフルエンザの関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請。

- ・発生国に留学中の日本人学生との連携体制を確保すること。
- ・学生を発生国に派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行うこと。
- ・発生国から帰国した日本人学生、発生国から留学してきた外国人学生について、新型インフルエンザの症状を呈した場合には、ただちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

(2) 関係研究機関への調査研究推進等に関する指示

- 感染症対策に資する情報を関係機関と共有
- 緊急に行うべき調査研究を企画、検討
- ワクチン開発において遺伝子組換え生物等を使用等する場合には、手続きを迅速に実施。

(3) 日本人学校等への要請

- 新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項などの情報をただちに送付、それらの情報を参考として、児童生徒等に対し適切な指導を行うように要請。

(4) 大学附属病院への要請

- 新型インフルエンザを疑われる者は感染症指定医療機関に転送するよう周知。
- 新型インフルエンザ疑い患者以外には、原則として抗インフルエンザウィルス薬を使用しないよう要請。
- パンデミックに備え、各大学病院に対し、都道府県や地域医療機関との連携体制の確認や診療体制・医療備蓄品等の確認を要請。
- 大学病院に対し、地域における医療体制の枠組みを維持し、外来閉鎖にいたらないよう、発熱患者の受入ができる体制を整えるよう要請。

(5) 所管独立行政法人等への要請

- 新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項などの情報をただちに送付、それらの情報を参考として、職員等に対し適切な指導を行うように要請。

(6) 発生地域における国主催イベントの延期・中止等と関係団体への周知

- 発生地域においては、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動は自粛すべきであることから、該当する文部科学省主催イベントについては、延期又は中止を検討する。

○また、関係団体や該当する地域の教育委員会等に対し、当該地域での不要不急の活動の見直しを必要に応じ要請する。

### 〈厚生労働省〉

#### 1. 情報提供内容

##### ○世界の流行状況

- ・アジアのみならず、世界中で感染が発生・拡大しつつある(発生国数、把握している患者数等のデータも提供)。

##### ○日本国内の流行状況

- ・全国で200名を超える感染者を確認(都道府県ごとの患者数等のデータも提供)。
- ・タミフルの供給状況。

##### ○ 政府対応

急速に感染が拡大していることを踏まえ、従前より呼びかけていた下記の事項の徹底・強化を行う。

- ・発熱外来受診の呼びかけ。
- ・自治体毎の行動計画に沿った対応の依頼。
- ・不要不急の不特定多数が集まる集会の自粛勧告。

また、文部科学省や経済産業省の協力の下、患者と接触していた者が関係する発生地域の学校の臨時休校や、事業所等の業務の縮小と、従業員等の自宅待機の検討の要請を行う。

##### ○国民のとるべき対応

急速に感染が拡大していることを踏まえ、従前より呼びかけていた下記の事項の徹底・強化を行う。

- ・必要な予防措置(うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケット)
- ・発熱時の発熱相談窓口等への相談。
- ・冷静な対応を呼びかける。

#### 2. 情報提供先

○関係各省庁、検疫所等出先機関、地方自治体、日本医師会等所管団体、医療機関、製薬業界等事業者、老人保健施設等福祉施設。

### 〈農林水産省〉

- 1 引き続き、出先機関、自治体、関係団体に対し、不要不急の大規模集会や興業施設等不特定多数の集まる活動について自粛を要請する。また、対策本部が決定した対応措置等に関する情報を提供するとともに、周知を要請する。
- 2 マスク・防護服等の資材について、県等の要請に応じ、備蓄分を放出する体制を確認する。
- 3 食品産業事業者、団体等に対して、政府で把握している情報、対応状況を情報提供するとともに、食品産業事業者等における事業の継続状況(工場稼働状況、流

通状況、店舗の閉鎖状況、従業員の罹患状況等)についての調査を引き続き実施。

- 4 関係都道府県へ、国が平時から定期的に把握している応急用食料の供給可能量を情報提供。
- 5 都道府県知事からの具体的な要請があった場合には、
  - ・自ら備蓄しているもの(米穀、乾パン)については速やかに供給。
  - ・その他のもの(精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、レトルト食品、水(ペットボトル)等)については、関係業者、団体等に対し出荷要請。

#### 〈経済産業省〉

1. 経済産業省では、感染者が急速に拡大している事態に際して、政府の新型インフルエンザ対策本部で国内フェーズを5Bに引き上げる予定があるかどうかについて内閣官房に意見照会を行った。
2. 経済産業省では、感染者が急速に拡大し、事実上5Bに相当する事態が発生したとの認識を得た時点で、大臣を本部長とする経済産業省新型インフルエンザ対策本部を開催し、新型インフルエンザに関する情報を共有・分析するとともに、今度の対応方針を決定した。

当該対応方針に基づき、省内関係部局に対して、これまでの指示(回答1に記載)を再度一層徹底するとともに、これらに加えて、以下を指示した。

- ①・経済産業省の職員に対する注意喚起に、不要不急の外出を自粛し、外出せざるを得ない場合でも人混みを避けること。【官房秘書課、厚生企画室】
  - ・急な発熱があった場合の対処方法の周知すること。【厚生企画室】
- ②・流行の度合いに応じて、省内の診療所の意見を聞きつつ、在宅勤務、時差出勤、交代制の導入等の活用を検討し、職員が感染予防を行いやすい環境を整備すること。【厚生企画室、官房秘書課、関係局】
  - ・国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請を混乱なく受けられるよう、事前にこれらの部局等との連絡体制の整備を図るとともに、保健部局等からの助言等を受けつつ、庁舎の衛生管理に努めること。【厚生企画室】

また、地方経済産業局、地方産業保安監督部、並びに所管団体、事業者等に対して、情報提供を行うとともに、以下の指示等を行った。

- ①本省内、地方経済産業局及び地方産業保安監督部の職員に対し、11月27日開催の経済産業省新型インフルエンザ対策本部での指示内容②及び③と同様の指示を行った。
- ②国内及び国外の患者発生国・地域における大規模集会や不特定多数の集まる活動のうち、経済産業省が主催するイベント等については延期・中止するとともに、10月20日付けの経済産業省新型インフルエンザ対策本部を踏まえた指示を徹底す

るとともに、関係事業者団体等に対して、国内及び国外の患者発生国・地域での不要不急の大規模集会や集客事業、活動等の自粛等を要請した。

- ③ 産業界等に対し、所管団体及び所管団体を通じて傘下の企業等に対して、「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」を踏まえて対応するよう、改めて要請するとともに、職員の罹患状況、事業体への影響についての情報提供を依頼した。
- ④ 我が国においても、生活必需品、衛生関係物資について、これら品目が品薄になることが予想されることを踏まえ、ティッシュペーパー、石けん等の経済産業省所掌物資について、関係業界等に対して在庫の供出、増産体制の整備による物資の安定供給を図るよう要請した。また、これら品目の原料メーカーに対して製造メーカーの原料供給要請に優先的に応じるよう業界団体を通じ要請した。
- ⑤ (社)日本工業用水協会に対して、シナリオ①の対応を一層徹底する。再度、管内及び傘下の事業体の情報収集を図るよう指示するとともに、外出等の注意喚起を要請した。
- ⑥ 影響を受ける関連中小企業者に対して、政府系中小企業金融機関等への特別相談窓口の設置、セーフティネット貸付等による支援策を講じた。
- ⑦ 引き続き、W国及び周辺国から日本へ向かうエネルギー関係船等の運行状況を確認し、W国及び周辺国からのエネルギー輸入に影響が出る場合に備え、在外公館、エネルギー関連企業(電力、ガス、石油)、商社等からの情報収集を行い、エネルギー需給の動向を注視した。
- ⑧ エネルギー関係企業(電力、ガス、石油)に対して、改めて10月20日付け、11月27日付けの経済産業省新型インフルエンザ対策本部を踏まえた指示を徹底した。
- ⑨ 電力・ガス、工業用水道等のライフライン関係事業者に対して、以下の点について情報提供するとともに、指示を行った。
  - ・政府対策本部からの新型インフルエンザに関する情報について情報提供を実施した。
  - ・改めて「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえ、必要に応じた対策を講じるように注意喚起を行った。
  - ・改めて、外務省、厚生労働省が発信する新型インフルエンザ情報に注意するよう指示した。
  - ・改めて、各事業者における新型インフルエンザに係る対応状況、社員の罹患状況、保安体制への影響について情報集約と原子力安全・保安院への情報提供を依頼した。
- ⑩ 地方産業保安監督部に対して、以下の点について情報提供するとともに、指示を行った。
  - ・政府対策本部から提供された新型インフルエンザに関する情報について、情報提供を実施した。
  - ・新型インフルエンザの拡大に伴い、地方産業保安監督部にも事業者からの相談窓口を設置した。

⑪経済産業省所管の社会機能維持者用のプレパンデミックワクチン・パンデミックワクチン・抗インフルエンザウイルス薬について、不足している状況があれば、情報提供をするように指示した。

・経済産業省所管関係の社会機能維持者のうち、プレパンデミックワクチン・パンデミックワクチン・抗インフルエンザウイルス薬が不足している者がいた場合、新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドラインに沿って厚生労働省が決定した具体的な新型インフルエンザワクチン接種の実施方法の提示を受けるとともに、事業者毎に、事業者等の医療従事者及び社会機能維持者に対する予診票と接種案内状を送付し、速やかに接種案内状に従ってプレパンデミックワクチンの接種を受けるよう要請した。

⑫厚生労働省に対して、以下の点について要請した。

・新型インフルエンザ専門家会議の新型インフルエンザ対策ガイドラインを踏まえて、経済産業省所管の社会機能維持者に対するプレパンデミックワクチン・パンデミックワクチン・抗インフルエンザウイルス薬の接種・配布について、引き続き、漏れがないように実施を図るよう要請した。

#### 〈国土交通省〉

1. 関係省庁対策会議に参加し、情報収集を行う。
2. 政府対策本部や関係省庁対策会議等を通じて、得られた現状に係る情報を省内職員及び関係事業者等に提供する。
3. 国土交通省所管の事業者に対し、インフルエンザの影響について引き続き調査を実施する。
4. 交通事業者に対して、職員の健康管理に努め、可能な限り事業の継続に努めるよう要請。
5. 事業継続が困難な場合等は地方支分部局等に設置した相談窓口にご相談するよう周知。

#### 〈海上保安庁〉

1. シナリオ⑤に係る関連情報の本庁及び全管区への周知
2. 全職員に対し、新型インフルエンザの感染が急速に拡大していることに留意し手洗いの励行、マスクの着用等感染防止に万全を期すこと及び健康状態の自己把握に努めインフルエンザ様症状があれば医療機関で受診し、出勤しないよう通達
3. 全管区に対し、外国船舶の海難救助等を行う際には感染予防措置を徹底し万全を期すよう、また検疫所等の関係機関との連携強化について指示

#### 〈環境省〉

幹部への個別説明や課長級会議の開催により、

- ・国内での感染拡大が確認され、国内フェーズ5Bが宣言される状況となっているとに関する周知

- ・ 感染者が確認されている地域周辺での必要な対応等について、省内の認識の共有を図る。

#### 〈防衛省〉

- ・ 陸・海・空・統合各幕僚監部に対し、新型インフルエンザの感染が急速な勢いで広がっていることについて情報提供を行う。
- ・ 方面総監部、各自衛隊病院、各医務室において、地元保健所との連絡を密にし、所在地近辺でのインフルエンザ発生に関する情報収集を継続する。
- ・ 各駐屯地・基地、各自衛隊病院における、新型インフルエンザ患者(疑い患者も含める)の数を報告するよう指示。
- ・ 各衛生隊、各自衛隊病院における衛生材料(消毒薬、マスクなど)や治療薬の在庫について、再度確認し、効率的な利用に努めるよう指示。

### 【個別課題】

#### 対 象：厚生労働省

- |   |
|---|
| 1. 全国の都道府県において、新型インフルエンザ患者の入院病床の確保が困難になりつつある場合の対応について、考え方を示せ。 |
|---|

#### 〈回答〉

感染症指定医療機関が満床になった都道府県等においては、事前に、各都道府県等において確保しておいた協力医療機関への患者の入院を開始する。

協力医療機関も満床となった場合には、患者の症状(重症・軽症等の別)に応じて、重症者のみ入院対象とし、軽症者は、自宅療養とする。その際には、外出自粛、マスクの着用等と呼びかける。

全医療機関が、重症患者で満床となった場合、入院施設として公共施設等も活用する。

上記のような考え方については、あらかじめ都道府県等に周知をし、認識を共有しておく。

#### 対 象：厚生労働省

- |   |
|---|
| 2. 外来を閉鎖したり、発熱患者の診療を拒否する医療機関が全国的に増加しつつある場合、医療機関等に対してどのような指導・要請を行うか示せ。 |
|---|

#### 〈回答〉

- ① 医療従事者へのプレパンデミックワクチンの接種
  - ② 国や地方自治体からの医療従事者への PPE の提供
  - ③ 診療に伴い感染のおそれが生じた場合にはタミフルの予防投与が可能であることの周知
- 等により、医療従事者の安全確保に努めることで医療従事者の協力を得る。

- 併せて、医師法第十九条、医療法第一条の4、感染症予防法第五条等について医療従事者に周知をはかることにより医療従事者等の理解を得ていく。

(参考) ※一部抜粋

- ・ 医師法第十九条  
診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。
- ・ 医療法第一条の4  
医師等の医療の担い手は、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。
- ・ 感染症予防法第五条  
医師等は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、(略)、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

### 対 象：厚生労働省

- |  |
|--|
| 3. 国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出について、そのタイミング、放出方法などの考え方を示せ。 |
|--|

《回答》

全国の患者の発生状況及び備蓄用タミフルの使用状況を監視しながら、タミフルが不足することが見込まれる場合には、当該都道府県の指定医療機関に対して、補充のため、国の備蓄用タミフルを卸売販売業者を通じて配送する。

### 対 象：経済産業省、中小企業庁

- |  |
|--|
| 1. 新型インフルエンザの感染が急速に拡大している場合、企業等に対して指導すべき事項を示せ。 |
|--|

《回答》

厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議がとりまとめた「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて、新型インフルエンザの感染が更に拡大した時に事業者に対して指導すべき事項は以下のとおり。

#### (1) 情報収集及び周知

事業者は、感染情報の収集及び周知を引き続き行う。

#### (2) 業務運営体制の検討

- 必要に応じて業務の縮小と、従業員等の自宅待機を検討する。

- 国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請があつた場合は要請に協力するよう努める。

- 保健部局等からの助言等を受けつつ、事業所等の衛生管理に努める。
- (3) 事業所内での感染拡大予防のための措置
  - 新型インフルエンザ発生前後から実施している措置を強化する。
  - 社員食堂や休憩所等で従業員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討する。
  - 可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態をとる。
    - ・在宅勤務
    - ・重要でない会議、会合、研修等を中止又は延期
    - ・電話会議やビデオ会議への変更
    - ・ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。
- (4) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発の強化
 

事業者は、新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を強化する。

  - 国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。
  - 外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。
  - マスク、うがい、手洗いを励行する。
  - 「咳(せき)エチケット」を心がける。
  - 従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう、促す。
  - 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。
  - 不要不急の外出を自粛する。

また、特に社会機能の維持に関わる事業者等には、業務を継続する観点から、予め策定した計画がある場合には、それに従って、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などを行うことで、新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制を確保するよう指導する。なお、業務継続の判断に当たっては、政府等から出される勧告、通知等に留意するよう指導する。

社会機能の維持に関わる事業者等は、その機能の破綻が及ぼす社会的影響が大きいことから、特に以下の点の実行を要請する。

- ① 適切な情報収集と危機管理体制の発動
- ② 業務の維持に向けた業務、設備及びその他リソースの確保
  - ・ 業務の継続のために必要な部署等に対する感染予防策の実施(従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等)
  - ・ 業務の継続のために必要な部署等における感染予防のための勤務態勢の実施(満員電車の回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等)

による外出機会の減少等)

- ・ 必要に応じた感染拡大時の代替意志決定システムの発動、代替設備の運転等
- ③ 疑い例が確認された際の適切な対応
- ④ 適切な広報、従業員等及びその家族への適切な情報提供

### **対 象： 国土交通省**

1. 新型インフルエンザの感染が急速に拡大し多数の欠勤者が予想される場合、公共交通機関の事業者に対して要請すべき事項を示せ。

#### 《回答》

1. 事業者の危機管理体制を確認させる。
2. 公共交通事業者に対して、職員の健康管理に努め、可能な限り事業の継続に努めるよう要請。
3. 事業継続が困難な場合等は、地方支分部局等に設置した相談窓口にご相談するよう周知。

### **対 象： 海上保安庁**

1. 海外における新型インフルエンザ感染の急速な拡大に伴い、日本への感染者を含む密航者の増加が予想される場合の対応について示せ。

#### 《回答》

1. 日本への感染者を含む密航者(船舶によるもの)の増加が予想される場合は、検疫所等関係機関との連携強化を確認する。
2. 検疫所が検疫を実施するにあたっては、必要な協力を行う。
3. 船舶による密航者に感染者が含まれているとの情報を入手した場合は、検疫所等の専門家からの指導・助言を受けつつ、必要な防護措置を講じて、国内法に従った所要の手続きをとる。

### **対 象： 千葉県**

1. 多数の入院を必要とする患者が発生した場合の入院病床確保の方針について示せ。

#### 《回答》

患者発生初期段階の入院患者については、感染症病床(49床)、結核のモデル病床等を使用して入院させる。

- 次に、感染症指定医療機関に対し、感染拡大防止対策を図った上で、一般病床での入院患者の受入を要請する。

- 相当数の患者が発生した場合には、千葉県では、現在、一般の病院等で感染拡大防止が可能な(一般の入院患者とフロアーや病棟を分けるなど)2,000 床余りの入院病床を確保していることから、これらの病床を利用する。
- さらに、千葉県では、今後も一般病院に対し、病床の確保を働きかける。

**対 象： 千葉県**

2. 県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出について、そのタイミング及び放出方法を示せ。

《回答》

- 県では、新型インフルエンザが発生した場合に、抗インフルエンザウイルス薬の買い占め等が起こらないよう、監視体制の強化と流通状況の把握を行う。
- さらに、医薬品卸業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の供給先は、「新型インフルエンザ患者」の治療に当たる医療機関に対して行うよう指導する。
- この様な指導を行いながら、流通している抗インフルエンザウイルス薬の数量の調査を行い、市場流通分の抗インフルエンザウイルス薬の残量が少なくなった場合には、患者の治療用に不足が生じないよう、県備蓄のタミフルを、直ちに医薬品卸業者を通じて新型インフルエンザ患者の治療に当たる医療機関に供給する。
- なお、県備蓄分のタミフルの放出については、医薬品卸業者と、既にタミフルの供給に関する覚書を結んでおり、供給体制は整っている。

**対 象： 千葉県**

3. 短期間に大量の死亡者の発生が予想される場合の埋火葬の対応について、その考え方を示せ。

《回答》

- 県では、現在、1日 460 人の火葬が可能である。
- これ以上の死者が出るようであれば、市町村に対し、火葬場の運営時間の延長や休止中の炉の稼働等について依頼を行い、最大限の火葬を行う。
- なお、県では、葬祭関係3団体と災害時の支援協定を結んでいることから、それに準じた対応を要請する。

## シナリオ⑥ パンデミック 国内フェーズ6B

日本時間	出来事
1月中旬	<p>国や地方自治体、医療機関等の対応にもかかわらず、日本国内における新型インフルエンザの感染は急速に拡大し、各地の医療機関において多数の患者が押し寄せる状況になっていた。医療従事者の中にも新型インフルエンザの感染者、死亡者が発生し、医療機関の対応能力は低下し、診療を受けられない患者、入院できない患者が増えてきた。</p> <p>新型インフルエンザ対策本部は、国内フェーズを6Bに引き上げた。全国の学校では学級閉鎖や休校が相次ぎ、再開の目途が立たない学校も出てきた。</p> <p>各事業所では新型インフルエンザの感染拡大に備えて、予め定めたBCP(事業維持計画)に沿って、従業員の自宅待機等を計画的に実施したが、中小企業や小売店等では予想を上回る従業員の欠勤等により事業を維持できないところも現れ、一部地域では日常生活に支障が出てきた。</p> <p>また、公共交通機関や電気、ガス、水道などのライフラインを維持する事業者でも感染が拡大し、事業の維持が危惧される状況もみられてきた。</p>

## 訓練課題⑥

### 【全体課題】

#### 対象：全省庁

1. 各省庁の職員において、新型インフルエンザの多数の感染者が予想される場合、各省庁の機能を維持するための対応について示せ。

#### 《回答》

##### 〈内閣官房(安全保障・危機管理)〉

職員に対し、インフルエンザに対する予防措置を周知させるとともに、発熱等インフルエンザを疑う症状を呈する者については、危機管理センターに入室させないこととする。

また、感染者が多い場合は、業務の優先性に応じて、職員を配置する。

##### 〈内閣官房内閣情報調査室〉

新型インフルエンザに罹患した職員及び罹患したおそれのある職員については、療養に努め、登庁を差し控えるように指導する。

また、登庁した職員のうち、体調がすぐれないなど新型インフルエンザに罹患した可能性を否定できない者については、直ちに医療機関での診療を受けるように指導する。さらに、当室の機能を維持するため、業務の重要性や優先度に応じて、柔軟に職員のシフトを行う。

##### 〈内閣府(食品安全委員会事務局、総合科学技術会議事務局)〉

#### ○食品安全委員会事務局

国内及び職員に多数の感染者が予想される場合、食品安全委員会としては、緊急連絡体制を活用しつつ、必要最低限の業務に縮小し、機能維持を図る。具体的には、食品の新型インフルエンザ感染への関与に関する情報収集並びに情報提供を中心とした業務を行い、食品の安全性の確保を図っていく。

なお、職場内での感染を防ぐため、在宅勤務、自宅待機などを併せて指示する。

#### ○政策統括官(科学技術政策担当)付参事官付(総合科学技術会議事務局)

##### ライフサイエンス担当

職場内での感染を防ぎ、機能を維持するため、まず、職員本人及び家族の健康状況について報告を求め、発熱等の健康状態に問題のある者の自宅待機を要請する。健

康に問題のない者にも、出勤時のマスク着用等の防疫対策や、出勤、帰宅時の手洗いの励行等の予防対策の実施を強く指導する。その上で、出勤できる者を把握した上で、機能維持できるように配置等の対応を図る。

#### 〈警察庁〉

業務遂行に最低限必要な人員の確保と庁内待機を指示するとともに、症状が認められる職員に対する受診並びに自宅待機を徹底させ、

- ・ 組織内における感染状況の把握
- ・ 庁内診療施設におけるワクチン接種及び抗インフルエンザ薬の投与
- ・ 同一庁舎内の他省庁との連携、情報の共有
- ・ 重篤者の医療機関への搬送手段の確保
- ・ 各都道府県警察との通信網の維持
- ・ 警察庁新型インフルエンザ対策本部の隔離（指揮系統の維持）等を実施する。

#### 〈金融庁〉

- 当庁防災業務計画に基づき災害対策本部を立ち上げる等、必要な対応を行う。
- 当庁における不要不急の業務を停止する。
- 当庁における共用会議室について、通常の利用を停止し、緊急用とし確保する。
- 抗インフルエンザウイルス薬の予防接種等について、厚生労働省等と協議しつつ検討する。
- 当庁への入庁制限を行う

#### 〈総務省〉

職員への感染拡大を防止するためにマスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。新型インフルエンザ様症状の認められた職員の出勤停止・受診を促す。また、省内全部局及び出先機関に対し、業務に支障がないか点検するよう指示する。それらの状況を踏まえ、機能を維持するための対策を検討する。

#### 〈消防庁〉

- ・ フェーズ6Bにおいては、消防庁新型インフルエンザ対策本部が第3次応急体制（全職員参集）に移行しているが、多数の感染者が予想される場合には、消防庁版BCP（業務継続計画）に従い、業務影響分析の結果が重大なものにつき、優先的に対応を実施する。

#### 〈法務省〉

- 1 法務省対策本部から各局局部課に対し、次の措置を実施
  - (1) 対策本部によるフェーズ6Bの宣言を通知
  - (2) フェーズ5Bにおける措置を継続実施するよう指示

2 「矯正施設における新型インフルエンザ対策ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」に基づき、全国の矯正施設(刑務所, 少年院, 少年鑑別所, 婦人補導院)に対し、次の措置をとるよう指示した。

● 「フェーズ5B」における措置を継続実施すること。

### 3 入国管理局関係

入国管理局対策本部から地方入国管理局対策本部に対して、これまでの措置を引き続き徹底して実施するよう指示するとともに、以下のとおり通知及び指示

● 政府対策本部により国内フェーズ6Bが宣言されたことを通知

● 非感染職員に対する一層の感染予防対策を指示

● 収容施設の非感染の状態を確保するよう指示

● 交替制勤務職員の確保を指示

### 〈外務省〉

厚生労働省による国内における感染状況についての情報を注視しつつ、業務継続の必要性を勘案し、緊急対策本部において、緊急性の乏しい業務の縮小と職員の在宅勤務、時差出勤、交代制による勤務体制を可能とする体制確立を検討する。また、省内で新型インフルエンザの症状を呈する患者が発生した場合に備え、省内の診療所の助言を受けつつ、庁舎内の衛生管理対策を強化する。

### 〈財務省〉

- ・ 引き続き財務省新型インフルエンザ対策委員会を中心に地方支分部局を含めて最新の情報を共有する。
- ・ 財務省業務継続計画(現在策定中)を踏まえ、財務省新型インフルエンザ対策委員会にて、執務可能職員数を勘案し、優先すべき社会的影響の大きな業務を検討する。
- ・ 公共交通機関の運行縮小が実施された場合には、他の交通手段を利用する等して、要員の確保に努める。

### 〈文部科学省〉

○全職員に、新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項などの情報をただちに伝達し、それらの情報を参考として、職員に対し適切な指導を行うとともに、マスクの着用、うがい・手洗いの徹底及び出勤以外の外出の自粛を促す。

また、感染が疑われる者については、医療機関での受診を促し、感染が確認された場合は、病気休暇により療養させる。

○バックアップ要員を含めた業務体制について、必要な見直しを行う。

### 〈厚生労働省〉

1. あらかじめ感染流行が2ヶ月程度続くことを想定し、感染が収束するまで待てない

業務、継続が必要な業務等について選別し、流行中の業務体制について検討をしておく。その際には緊急性の少ない業務の縮小、必要最小限の人数配置、在宅勤務、その他の者の自宅待機等も視野に入れたものとする。

2. このあらかじめ策定しておいた計画に従い、緊急性の少ない業務の縮小、在宅勤務の推進等を進めるとともに、職員に対する健康状況、欠勤状態の把握をするとともに、通勤時の公共交通機関の利用自粛や出勤者等の予防措置等について、必要な指示を行う。また、業務継続のための必要な業務交代や補助要員の確保に努める。

1の計画の策定前に発生した場合には、その時点で1、2の検討を行い対応する。

#### 〈農林水産省〉

- 1 引き続き、出先機関、自治体、関係団体に対し、不要不急の大規模集会や興業施設等不特定多数の集まる活動について自粛を要請する。また、対策本部が決定した対応措置等に関する情報を提供するとともに、周知を要請する。
- 2 農林水産省としての業務に支障を来さないよう、出勤できる職員の確保、マスクの配布等の所要の対応を行う。
- 3 マスク・防護服等の資材について、県等の要請に応じ、備蓄分を放出する。

#### 〈経済産業省〉

経済産業省では、経済産業省新型インフルエンザ対策行動計画の記載に基づき、厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザに関連する情報等を踏まえつつ、診療所と協力して、経済産業省の職員に対して、必要に応じて、次の点に注意するよう指導することとしている。

- ①患者発生国・地域における新型インフルエンザの発生状況や予防に必要な留意事項等に係る情報を注視すること。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断を行い行動をとること。必要に応じて、マスクを着用し、手洗い、うがいを励行すること。
- ②海外渡航届出を確実に行うこと。また、患者発生国・地域への海外旅行等については、外務省の新型インフルエンザ関係の渡航情報等を踏まえ、自粛を含め再検討すること。
- ③職員及びその家族等の健康状態に注意し、新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、ただちに医療機関等に相談すること。
- ④職員やその家族が新型インフルエンザに感染した場合、所属課室へただちに報告すること。38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば、出勤しないこと。
- ⑤「咳(せき)エチケット」を徹底すること。
- ⑥発生地域における大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への不要不急の外出を自粛すること。(フェーズ4B以降)

⑦不要不急の外出を自粛し、外出せざるを得ない場合でも人混みを避けること。(フェーズ5B以降)

また、流行の度合いに応じて、フェーズ5B以降を念頭に、省内の診療所の意見を聞きつつ、在宅勤務、時差出勤、交代制の導入等の活用を検討し、職員が感染予防を行いやすい環境を整備することとしている。

さらに、厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議の新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)を踏まえて、厚生労働省による実施体制が整備され、経済産業省の危機管理に携わる職員については、所要のプレパンデミックワクチン・パンデミックワクチンの接種と、抗インフルエンザウイルス薬の投与が行われるものと理解している。

#### 〈国土交通省〉

1. 欠勤者が多い部局について、維持しなければならない業務がある場合に、他部局からの応援要員を確保する等、事業継続に努める。
2. 「個人および一般家庭・コミュニティ・市町村における感染対策に関するガイドライン」の職員に対する周知の徹底。
3. 厚生労働省に対して、航空管制官等社会維持機能に関わる職員への抗インフルエンザウイルス薬の優先投与を要請する。

#### 〈海上保安庁〉

1. 全職員に対し、感染防止に万全を期すよう、また、健康状態の自己把握に努めインフルエンザ様症状があれば医療機関で受診し、出勤しないよう通達。
2. 全管区に対し、不急の会議の開催等をしないよう指示。
3. 欠勤者の多い部署の業務を継続するため業務の優先度を整理し、必要な人員を計画的に配置するなど機能維持のための体制確保に努める。

#### 〈環境省〉

省として必要な業務を特定し、勤務可能な職員を適切に配置する。

#### 〈防衛省〉

新型インフルエンザにより勤務に就けない者の数について、各衛生隊より報告を求める。

- ・ 陸・海・空・統合各幕僚監部に対し、前段階まで行ってきた対応を着実に継続して実施するよう指示。

#### 【個別課題】

対象：金融庁

1. 新型インフルエンザが国内で蔓延し、証券・金融機関でも多数の職員が欠勤する状況において、想定される事態及びその対応について示せ。

《回答》

金融機関等においては職員の大量欠勤により、通常営業の維持が難しくなることが想定される。さらには、そうした事態の長期化により、一部金融機関においては、経営状況が悪化する恐れも考えられる。また、金融商品取引所においても、証券会社等取引参加者の営業の維持が難しくなることにより、取引所における取引参加者の減少若しくは金融商品取引所の設けるBCPの規定に基づく売買の停止措置が取られることが想定される。

こうした事態に対し、当庁としては、国内の金融機関等及び金融商品取引所に対し、金融システム(全銀システムや手形交換業務、取引所の売買システム等を含む)への影響を十分に考慮しつつ、感染拡大防止の観点も含め、不要不急業務等を一時休止するよう要請する。

さらに、金融機関等の営業状況や財務状況を適切にモニタリングし、必要な対応に向けた準備を進める。

合わせて、当庁がモニタリング等を通じて得た情報を、HP等を通じて広く国民に還元することにより、不要な混乱を招くことを避ける。

**対 象： 警察庁**

1. 新型インフルエンザが国内で蔓延した場合に、警察としてどのような対応が想定されるか示せ。

《回答》

各都道府県警察に対して、状況を伝達するとともに、

- ・ 関係機関との連携強化と関連情報の収集・報告
- ・ 警戒警備の強化、社会的混乱の未然防止
- ・ 遺体安置場所の確保、遺体収容、検視業務、保健衛生部局との連携、引継の徹底
- ・ 医療機関、発熱外来及びその周辺における混乱防止の徹底
- ・ 混乱に乗じた各種犯罪への対応(犯罪予防活動を含む。)
- ・ 通信網の確保
- ・ 感染者との接触、現場臨場時の防護服着用等、予防措置の徹底
- ・ 被留置者に対する感染予防に関する措置及び感染被留置者の隔離・治療に関する措置等
- ・ プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種
- ・ 濃厚接触者(警察職員)に対するタミフルの投与
- ・ 組織内における感染状況把握の徹底

等について指示する。

## 対 象： 文部科学省

1. 新型インフルエンザが国内で蔓延した場合の学校における対応について、指導すべき事項を示せ。

### 《回答》

○教育委員会や私立学校担当の知事部局、大学等への要請

①(国内フェーズ6Bの引き上げとともに、政府から「非常事態宣言」が発令される予定であり、)学校の閉鎖を行うよう指導を行う。

②臨時休業の措置を講じた学校においては、在籍する児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること及び在籍する児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮することを要請する。

③全教職員に、新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項などの情報をただちに伝達し、それらの情報を参考として、職員に対し適切な指導を行うとともに、マスクの着用、うがい・手洗いの徹底及び出勤以外の外出の自粛を促すよう要請する。

また、感染が疑われる者については、医療機関での受診を促し、感染が確認された場合は、病気休暇により療養させるよう要請する。

## 対 象： 厚生労働省

1. 新型インフルエンザが国内で蔓延した場合、国民等へ啓発あるいは要請すべき事項を示せ。

### 《回答》

国民等への啓発、勧告

- ・ 大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動について、原則すべての活動の自粛を勧告する。
- ・ 全国における公共施設、公共交通機関等について、感染拡大を防ぐため、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に応じて、関係省庁等が連携し各管理者に対して協力を要請する。
- ・ 事業所や福祉施設等に対して、事業の縮小を要請し、やむを得ない場合には、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧告する。
- ・ 国民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨、外出自粛を勧告するとと

もに冷静な対応の要請。

- ・ 国民に対して、テレビ等を通じた情報収集の必要性の啓発(タミフル、パンデミックワクチン、食料、インフラ提供状況等)。

### 対 象：厚生労働省

2. 新型インフルエンザが国内で蔓延し、水道事業者において多数の職員の欠勤により、事業の維持が困難になる恐れがある場合の対応を示せ。

#### 《回答》

水道事業者に対して、以下について実施するよう指導する。

- 対策本部の設置(情報収集・一元化や、要員確保方策、物資確保方策の検討等を行う。)
- 職員の感染状況の把握及びその状況に応じた業務の優先順位付けの検討等
- 職員に対する指示(自宅待機、不要不急の外出禁止、通勤時の公共交通機関の利用禁止等の指示を必要に応じて行う。)
- 浄水場等の要員確保(業務の優先順位付けに基づく職員の配置、退職者・他局転出者・委託業者等への協力依頼等を行う。)
- 水道利用者への情報提供(水道水の安全性についての情報提供を行う。)

### 対 象：農林水産省

1. 新型インフルエンザが国内で蔓延し、国内における食糧の円滑な流通に支障が出てきた場合の対応について示せ。

#### 《回答》

- 1 食料品が不足する状況に対応するため、関係都道府県へ、国が平時から定期的に把握している応急用食料の供給可能量を情報提供。
- 2 都道府県知事からの具体的な要請があった場合には、
  - ・自ら備蓄しているもの(米穀、乾パン)については速やかに供給。
  - ・その他のもの(精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、レトルト食品、水(ペットボトル)等)については、関係業者、団体等に対し出荷要請。
- 3 日常生活に支障が出ている地域への応急用食料の輸送については、
  - ・自ら備蓄しているものは政府輸送(契約業者)
  - ・その他のものは食品企業等による輸送を基本とするが、企業活動が維持できない等の場合は、関係都道府県知事の要請に基づき、自衛隊により輸送。なお、輸送先の指示等については、要請自治体及び関係機関と必要な調整を行う。

### 対 象：原子力安全・保安院

1. 新型インフルエンザが国内で蔓延し、原子力発電所において多数の職員が欠勤する恐れがある場合の対応を示せ。

《回答》

- 原子力発電所を所有する電気事業者に対して、改めて「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を講じるように注意喚起。
- 原子力発電所を所有する電気事業者に対して、改めて、各事業者における新型インフルエンザに係る対応状況、社員の罹患状況、供給維持体制・保安体制への影響について最新情報の集約と原子力安全・保安院への情報提供を依頼。供給維持や保安の確保が危ぶまれるおそれが判明した場合には、業界団体を通じて他社からの応援の派遣の可能性について協議を開始。
- 改めて、新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドラインに沿って既に報告がなされている事業者等の医療従事者と社会機能維持者に該当する職種及び業種とその接種対象者数等の内容について、変更の必要があれば変更を加えて提出するように指示。
- 加えて、新型インフルエンザ専門家会議の新型インフルエンザ対策ガイドラインに沿った原子力発電所を所有する電気事業者に対するプレパンデミックワクチン・パンデミックワクチン・抗インフルエンザウイルス薬の接種・配布状況についても、事業者から情報収集を実施。
- 原子力事業者を含む電力・ガス等ライフライン関係事業者の社会機能維持者に対するプレパンデミックワクチン・パンデミックワクチン・抗インフルエンザウイルス薬の接種・配布が十分に行き渡っていない状況が判明した場合には、厚生労働省に対して、これら事業者に対するプレパンデミックワクチン・パンデミックワクチン・抗インフルエンザウイルス薬の接種・配布について、早急に実施を図るよう要請する。

**対象：資源エネルギー庁**

1. 新型インフルエンザが国内で蔓延し、電気、ガス事業者において多数の職員の欠勤により、事業の維持が困難となる恐れがある場合の対応を示せ。

《回答》

電気、ガス事業において新型インフルエンザが蔓延し多数の職員の欠勤が出ていることを踏まえ、ライフライン機能の維持に万全を期すため、電気、ガス事業者に対して、新型インフルエンザ専門家会議「新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき、従業員の感染予防措置を引き続き徹底するとともに、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチン、抗インフルエンザウイルス薬の接種を引き続き行うとともに、これら治療薬の効果・副反応の経過を観察し、必要な接種者については「健康状況調査票」「予防接種後副反応報告書」を記載して都道府県に返送するよう依頼した。また、これら治療薬の供給が未だ確保されていない部署については、確保でき次第接種を行え

るよう、当該ガイドラインに基づく接種体制を整えておくことを依頼した。

## 千葉県庁実動訓練に対する評価

### 専門家（国立感染症研究所職員）の講評

#### 1 評価できる事項、参考となる事項

- 多様なシチュエーションを想定して訓練を実施した点。
- 訓練内容を公開にすることで、県民への周知、動機付けとなる機会となった点。
- 訓練における、国と県、県と保健所の役割分担が明確であった点。
- 県庁における対策本部会議、連絡会議などへの参加者が、知事を始めとする県の行政トップおよび担当部署の責任者の組み合わせという、現実の危機時対応の状況に近いものであった点。

#### 2 課題、検討すべき事項

- オペレーションルームの装備の内容の充実を図るべきであると感じられた。具体的には、PC 等の数を増やす、インターネットと接続されているかどうかを確認する、ビデオ会議設備などのメンテナンスなどを平時から行っておく、等々は重要である。危機時に必要なロジスティックスを、平時から意識的に強化する必要がある。
- 我々が専門とする、積極的疫学調査の内容はビデオ画面のみからは不明であり、講評は困難であった。ただし、接触者との面談の際、もし接触者が発症している、あるいは、発症前の感染可能期間にあることを想定するなら、接触者と面談する疫学調査員の PPE（マスク、ガウン等の個人防護具）は発症者に接する時のものに準ずる必要があると考えられた。
- 家庭の消毒は家族がそれぞれの基準で実施することになっていると思われるが、実際に患者数が少ないフェーズ 4 B 初期までについては、保健所あるいは委託業者等が行うことは、実施漏れ、あるいは実施不十分などのリスクを避けるうえで検討可能かも知れない。
- 今回の事例とは別の想定となるものの、今後検討すべきと考えられる事項
  - 疑い症例が、既に一般病院に入院している状態で発見される可能性についても、対応の検討が必要かと考えられた。
  - さらにフェーズが進み、千葉県内での新型インフルエンザ症例の発生が継続した場合に、どのような段階で地域封じ込めを実施するのか、また、その判断をどのように行うのか、についての検討が必要かと考えられた。
  - 県庁職員、医療機関の医療従事者、警察、消防、自衛隊などの社会機能維持者が「患者」となった時の対応を考慮すべきかと思われた。

#### 3 結語

今回の新型インフルエンザ対応総合訓練において、千葉県の対応としては、全般的には良好な対応であったと考えられた。厚生労働省が策定した行動指針やガイドラインに基づき、成田空港検疫所での水際での検疫や、各保健所等での疑い症例への対応などは粛々と進められたと感じた。

今回の訓練で得られた教訓や課題を、千葉県だけでなく全国の他の自治体にも広く情報共有し、今後の新型インフルエンザ対策に役立てていくことが重要であると考えられる。

## 千葉県 訓練参観者アンケート集計（回答数：21）

### 1. 今回の訓練で評価できる、または参考となった事項

#### (1) 対策本部関係の訓練について

- ・対策本部、連絡会議の庁内体制が構築されている。
- ・知事と国とのテレビ会議は有意義である。
- ・本部、患者受入、発熱外来と異なる訓練を総合的に行った点が評価できる。
- ・多様なシチュエーションを想定しての訓練は評価できる。
- ・付与される状況等細かいところまでの想定は、今後の訓練に役立てたい。

#### (2) 成田赤十字病院及び発熱外来での実働訓練について

- ・成田赤十字病院の受入体制がよく、初発患者を十分封じ込めができる体制と感じた。
- ・発熱外来、発熱相談センターなどの初期対応体制が確保されている。
- ・医療従事者、発熱外来スタッフの着用するPPEの実例が見られ参考となった。
- ・発熱外来のスタッフ別の防御方法が参考になった。
- ・入院後の調査方法が参考になった。
- ・発熱外来の施設選定や受付から診察までに配慮しなければならない詳細な事項について参考となった。
- ・新型インフルエンザ発生時の現場での動きがイメージできた。

### 2. 改善、検討すべき事項

#### (1) 対策本部関係の訓練について

- ・今回の訓練は封じ込めがうまくいったケースと理解していますが、実際は1ヶ月以内に膨大な患者発生があるのではないかと。
- ・プレス対応やリスクコミュニケーションの訓練も検討すべきではないかと。

#### (2) 成田赤十字病院及び発熱外来での実働訓練について

- ・積極的疫学調査を行う際のPPEは発症者に接するものに準ずる必要があるのではないかと。
- ・感染している可能性の大きさを踏まえた治療の優先順位付けが必要ではないかと。
- ・発熱外来を受診し、入院勧奨を受けた後の行動があれば良かったのではないかと。
- ・PPEは飛沫感染予防対策のみを想定されていたが、空気感染予防策を施さなくてよいのか検討が必要ではないかと。
- ・発熱外来の待合室などで、他の受診者に感染を広げてしまう可能性があるのではないかと。
- ・発熱外来での患者の出入り口を分ける必要性があるのではないかと。
- ・重症患者の待機場所が必要ではないかと。
- ・千葉市等の都市部で接触者も多くなる条件下での対処方法が課題ではないかと。
- ・PPEの備蓄の検討が必要ではないかと。

### 3. その他の意見等

#### (1) 対策本部関係の訓練について

- ・国からの課題及びその回答について図上訓練中に紹介していただけると良かった。
- ・疑い例と要観察例は違うのか、定義をしておいてほしかった。
- ・症状の出ていない家族の職場の健康調査を行う必要があるのか。

#### (2) 成田赤十字病院及び発熱外来での実働訓練について

- ・院内感染防止用ガウン（アイソレーションガウン）のみでよいのか。
- ・検体搬入時の防御が不十分ではないかと。
- ・自分の自治体での対応を現実的なものとしてとらえることができた。
- ・発熱外来を実施するための施設、駐車スペース等のハード面、地区医師会との協議の必要性を実感した。
- ・発熱外来時のガウンの着脱方法の講習会を開催してほしい。
- ・発熱外来での診察終了後の患者さんの手指消毒の意図が不明である。
- ・発熱相談センターを市町村が行う際にガイドラインがほしい。

## 成田空港検疫所実動訓練に対する評価

### 専門家（国立感染症研究所職員）の講評

- ・ 各参加者がそれぞれのリスクに応じて必要最低限かつ十分な PPE を選択し、的確に装着されていた。過剰な PPE の装着がない、ということは、乗客の心理面に対する配慮もなされていると考えられた。
- ・ 検体の採取は、「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ 4 以降)」に基づき、空港着陸後に機内で実施されたが、閉鎖空間の中に症状を呈していない同乗者が多数存在する状態で、ウイルスに感染していない者に感染させる可能性のある手技は実施しないほうが望ましいと考えられた。すなわち、有症者の問診・診察から停留の決定までを機内で迅速に行い、まず有症者を適切な導線で降機させ、その後に検体採取等の手技を実施した方が、同乗者を不必要なウイルスの曝露から防ぎ得るのではないかと考える。
- ・ 現在のガイドラインでは、降機の順は“有症者⇒濃厚接触者⇒その他の同乗者”とされているが、航空機が閉鎖空間であることから考察すると、降機は感染のリスクが低いものから速やかに行う必要があるかもしれない。
- ・ 機内にて、症状のない濃厚接触者及びその他の同乗者に医療用マスク（サージカルマスク）が配布され、着用するよう指示されるが、一般の乗客はサージカルマスクの適切な着用方法は知らない可能性が高いため、着用前の適切なタイミングで、最も望ましい着用方法を指導することが必要と考えられた。

### 参加者（他検疫所職員）の意見

#### 検疫調査関係

- ・ できるだけ有症者を早く降機させることが必要ではないか。
- ・ 小児、高齢者への配慮等も考えておく必要があるのではないか。
- ・ 濃厚接触者に対しては機内で詳細な調査を行ってもよいのではないか。
- ・ 濃厚接触者を同乗者より早く降ろす必要はないのではないか。
- ・ 同乗者の降機はパニック防止の点からも先に降機させて別の場所（バスの中など）で質問票の回収等を実施したほうがよいのではないか。
- ・ サーモグラフィでの計測方法等を検討した方がいいのではないか。

#### 医療・搬送関係

- ・ 検体採取は機外でもよいのではないか。
- ・ 検体容器が小さく検体採取が難しいため、大きめのものを用意した方がいいのではないか。
- ・ 感染予防の観点から、検体採取時は医師はエプロンを着用した方がいいのではないか。

#### 消毒関係

- ・ 厳重な PPE を着用した消毒班が医療・搬送班とともに機内に入ると、乗客をパニックに陥らせる可能性があるのではないか。
- ・ 降機時に乗客全員にアルコールを湿らせた使い捨てペーパーを配布していたが、一日に何機も到着する乗客に配布するだけの物品を購入、保管、廃棄する処理を考えると不可能な想定ではないか。擦り込み式消毒薬、70%アルコール等を手指にかけて擦るよう説明するほうが現実的ではないか。

## 成田空港検疫所 訓練参観者アンケート集計(回答数:18)

訓練の流れは円滑でしたか				
円滑であった	どちらとも言えない	円滑でなかった	わからない	無回答
6	6	5	1	—

18

疑い患者の機内からの搬出は適切であったと思いますか				
適切であった	どちらとも言えない	適切でなかった	わからない	無回答
15	1	1	1	—

18

濃厚接触者の機内からの搬出および健康調査は適切であったと思いますか				
適切であった	どちらとも言えない	適切でなかった	わからない	無回答
9	9	—	—	—

18

同乗者の健康調査は適切であったと思いますか				
適切であった	どちらとも言えない	適切でなかった	わからない	無回答
13	5	—	—	—

18

疑い患者、濃厚接触者、同乗者を降機させる順序は適切であったと思いますか				
適切であった	どちらとも言えない	適切でなかった	わからない	無回答
5	9	4	—	—

18

消毒の方法、手順は適切であったと思いますか				
適切であった	どちらとも言えない	適切でなかった	わからない	無回答
9	7	—	2	—

18

上記の状況で、あなたが4空港の検疫所への業務応援者となった場合に、連続して何日くらいの業務対応が適当だと思いますか				
2～3日	5～7日	2週間	1ヶ月	分からない
3	7	3	2	3

18